

第十九回国会
衆議院

地方行政委員會議錄第三十二号

昭和二十九年三月十九日(金曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君

理事難尾 弘吉君 理事吉田 重延君

理事藤田 義光君 理事西村 力弥君

理事門司 亮君

生田 宏一君 尾関 義一君

前尾繁三郎君 床次 徳二君

橋本 清吉君 石村 英雄君

北山 愛郎君 伊瀬幸太郎君

大石ヨシエ君 大矢 省三君

松永 東君

出席國務大臣

國務大臣 塚田十一郎君

出席政府委員

自治政務次官 青木 正君

自治庁次長 鈴木 俊一君

總理府事務官(自治庁事務部長) 奥野 誠亮君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

三月十六日

委員尾関義一君及び大西正道君辞任につき、その補欠として尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日

委員金光庸夫君辞任につき、その補欠として尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

三月十六日

地方税法の一部改正反対に関する請

第一類第三号

地方行政委員會議錄第三十二号 昭和二十九年三月十九日

願(菊川忠雄君紹介)(第三五〇九号)
乗合自動車事業税の外形標準課税廃止に関する請願(中居英太郎君紹介)(第三五一〇号)

同(大西禎夫君紹介)(第三六〇七号)

同(大西禎夫君紹介)(第三六一一八号)

同(大西禎夫君紹介)(第三六一一八号)

同(山口丈太郎君紹介)(第三五一三三号)

同(山口丈太郎君紹介)(第三五一三三号)

市町村自治体警察維持に関する請願(秋元たけ子君紹介)(第三五一四号)

貨物自動車運送事業に対する事業税の外形標準課税廃止に関する請願(外六件(中嶋太郎君紹介)(第三五九号)

営業用トラックに対する自動車税軽減に関する請願外六件(中嶋太郎君紹介)(第三五六〇号)

遊興飲食税の市町村還元に関する請願(大西禎夫君紹介)(第三五九九号)

同(小枝一雄君紹介)(第三六〇〇号)

同(小高憲郎君紹介)(第三六〇一號)

同(小川平二君紹介)(第三六〇二號)

同外一件(山田彌一君紹介)(第三六〇三號)

同(黒金泰美君紹介)(第三六〇四号)

同(河原田藤吉君紹介)(第三六〇五号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(武田信之助君紹介)(第三六〇六号)

同(愛知県北設楽郡消防連合会長松
下治平外十四名)(第一八九六号)
同(愛知県丹羽郡布袋町愛知県丹葉
地区消防連合会長高川謙二外十七
名)(第一八九七号)
同(愛知県東春日井郡坂下町長大野
和嘉治)(第一八九九号)
同外三件(愛知県知多郡阿久比町議
會議長山内基光外九十四名)(第一九
〇〇号)
同(大阪府町村会長長瀬勝)(第一九
〇一号)
消防施設強化促進法に基く国庫補助
費増額の陳情書(東北七県自治協議
会会長山形県知事村山道雄外十五
名)(第一九〇二号)
議會制度の擁護と機能の高揚に關す

る陳情書(東京都港区芝西久保巴町
三十五番地全国町村議會議長會長
辻龍太郎)(第一九〇三号)
道路整備費の財源等に關する臨時措
置法の完全実施と同法による県費負
担分の全額起償に關する陳情書(福
井縣議會議長長谷川清)(第一九〇六
号)
同月十七日
地方財政確立に關する陳情書(広島
縣知事大原博夫)(第一九八三号)
地方財政制度改革に關する陳情書(長
野縣議會議長下平晒四)(第一九八四
号)
団体が行う発電施設に対する固定資
産賦課に關する陳情書(栃木縣塩
谷郡藤原町長石川通正外一名)(第一
九八五号)
自動車運送事業の税制に關する陳情

書(熊谷市城北貨物自動車株式會社
取締役社長岡田徳輔外六名)(第一九
八六号)
市町村自治警察制度廢止反對の陳
情書(水見市議會議長伏脇松太郎)
(第一九八七号)
同(福岡市警察協同組合二十三番地福岡
市防犯協會連合會會長野田貫造外六
百七十一名)(第一九八八号)
同(大牟田市議會議長堀越)(第一九
八九号)
同(宮崎市警察連絡協議會會長本島
才次郎外一名)(第一九九〇号)
警察制度の改革に關する陳情書(名
古屋市中區外堀町愛知縣消防協會長
桑原幹根)(第一九九一号)
同(名古屋市中區南外堀町愛知縣桑
苗協會會長山内庫三郎)(第一九九二
号)

同(愛知県瀧美郡田原町瀧美郡町村
會長藤城佐一外一名)(第一九九三
号)
同(愛知県碧海郡六ツ美村長本田要
重外十六名)(第一九九四号)
同外一件(愛知県西春日井郡新川町
議會議長鬼頭広吉外十九名)(第一九
九五号)
同外一件(愛知県宝飯郡御油町長石
黒伝一外二十七名)(第一九九六号)
同(愛知県東海郡木曾川町長岸田行
雄外一名)(第一九九七号)
同(愛知県知多郡阿久比町阿久比消
防団長新美延蔵外二十四名)(第一九
九八号)
消防施設強化促進法に基く国庫補助
額の増額に關する陳情書(新潟縣西
頸城郡糸魚川町消防団長青木五作)
(第一九九九号)
消防機構改革に關する陳情書(金沢

市仙石町四十一番地石川縣消防協會
會長村德二)(第二〇〇〇号)
を本委員会に送付された。
本日の會議に付した事件
小委員会設置に關する件
國會議員の選舉等の執行經費の基準
に關する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出第八七号)
地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五六号)
○中井委員長 これより會議を開きま
す。
まず去る三月八日本委員会に付託さ
れました國會議員の選舉等の執行經費
の基準に關する法律の一部を改正する
法律案を議題とし、政府よりその提案
理由の説明を聴取いたします。塚田國
務大臣。

國會議員の選舉等の執行經費の基準に關する法律の一部を改正する法律案
國會議員の選舉等の執行經費の基準に關する法律の一部を改正する法律
國會議員の選舉等の執行經費の基準に關する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次
のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十三 不在者投票特別經費

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区 の 選 挙 人 数	区市町村			
	区	市	町	村
投票日	平日 土曜日 又は休日	平日 土曜日 又は休日	平日 土曜日 又は休日	平日 土曜日 又は休日
五百人未満	四七五円 六七五円	八五七円 四三三円	六二二円 七六五円	四〇五円 四九三円
一千人未満	五二七円 七五五円	九六五円 四八〇円	六八五円 八六五円	三三七円 四六五円
五百人以上 一千人未満	五二七円 七五五円	九六五円 四八〇円	六八五円 八六五円	三三七円 四六五円

二千人以上 未満	六七七円 九四五円	二八七円 六九五円	八五三円 一〇五九円	四三三円 五五三円	六四七円
三千人以上 未満	七九七円 一、〇三三円	三三七円 七五二円	九九九円 一、二〇一円	五三三円 六七九円	七九八円
五千人以上 未満	九八七円 一、二八七円	五八七円 九〇七円	一四四七円 一、七五九円	八四六円 一、一五八円	九八七円
一万人以上 未満	一、二八七円 一、六八七円	八八七円 一、二八七円	一、四四七円 一、八四七円	一、〇四七円 一、四四七円	一、二八七円
一万五千人以上 二万人未満	一、五八七円 一、九八七円	一、一八七円 一、五八七円	一、六四七円 二、〇四七円	一、二四七円 一、六四七円	一、四八七円
二万人以上	一、八八七円 二、二八七円	一、四八七円 一、八八七円	一、九四七円 二、三四七円	一、五四七円 一九四七円	一、七八七円

第四条第二項の表を次のように改める。

第五條第二項の表を次のように改める。

開票 区の選挙人数		区市町村	
区		市	
町		村	
三千人未満	一〇、〇五二	九、二一八	六、四八二
三千人未満	一二、九〇四	一一、八一八	八、四六三
一万人未満	一六、六七四	一五、二五〇	一〇、八九三
一万五千人未満	二一、三四六	一九、四三五	一三、六〇五
一万五千人以上	二四、八六〇	二二、六八〇	一六、一九九
二万人未満	二八、四六八	二五、九三〇	一八、四一七
三万人以上	三五、五一二	三三、三三〇	二二、一〇二

第五條第二項の表を次のように改める。

[illegible]

第五条第四項の表を次のように改める。

一五千人以上未滿上	八、三七二	七、二五二	三、九三三
一万人以上未滿上	一一、〇六三	九、五八三	五、一七五
一万五千人以上未滿	一一、九六〇	一〇、三六〇	五、五八九
二万人以上未滿上	一三、七五四	一一、九一四	六、四一七
三万人以上未滿上	一六、一四六	一三、九九〇	七、四五二

第六條第一項中、「十二万七千七百三十一円」を「十三万一千七百八十八円」に改め、同条第二項中「五十五万二千九百四十七円」を「五十五万九千四百三十三円」に改める。

第六條第三項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会 又は選挙分会 又は選挙分会	区	市	町	村
衆議院議員選挙会	一六、四一八円	一四、二四八円		
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	三六、七八九	三一、九二三		

第六條第四項中「十一月一日から三月三十一日まで」を「十一月一日から三月三十一日まで（道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで）」に、「一万五百円」を「一万四千円」に、「一万三千二百二十五円」を「一万七千五百円」に、「二万五千七百五十円」を「二万一千円」に、「二万七千六百五十円」を「二万二千七百五十円」に、「二万八千三百七十五円」を「二万四千五百円」に、「二万一千円」を「二万八千円（道の区域にあつては、二万九千五百七十五円）」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙	衆議院議員選挙 又は参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
都道府県又は候補者の世帯数	都及び大都會の府県 その他 未滿 百五十人以上二百五十人未滿 二百五十人以上三百人以上	候補者数
(+) 二十万以上未滿上	門銀 六元	門銀 八元
	門銀 六元	門銀 九元
	門銀 八元	門銀 一〇元
	門銀 一〇元	門銀 一二元

自	自	自	自	自	自
三十万未滿上	三十万未滿上	四十万未滿上	五十万未滿上	五十万未滿上	七十万未滿上
—	—	五、七〇	五、六九	四、八六	四、六九
六、一三	五、七九	六、〇〇	七、二八	四、八五	四、六八
六、五〇	六、三二	七、〇七	八、四八	五、七八	五、五八
七、七九	七、四三	八、二八	九、六六	七、〇七	六、八七
九、一八	八、八〇	九、九六	一〇、五二	八、四六	八、二二
一〇、五二	一〇、二三	一一、三〇	一二、八二	九、七五	九、四四
一、二八	一、二七	一、二〇	一、一六	一、〇九	一、〇六

百五十坪以上	百五十坪以上	百五十坪以上	百五十坪以上	五十坪未満	演説会場の施設の坪数		開催の時		区市町村
					昼間 午前八時三十分から午後五時までの間 をいうもの 以下同じ。	夜間 午後五時三十分から午後八時までの間 をいうもの 以下同じ。	昼間	夜間	区市町村
五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇円	一、二四七	四九〇	一、一五三	四六〇	一、〇二五
一、二六八	一、二六八	一、二二九	一、二二〇円	四九〇円	一、〇七四	四六〇	九四六	八九八	
一、二二〇円	一、二二〇円	一、〇三五	四六〇円	八九八					

第一類第三号 地方行政委員会議錄第三十二号 昭和二十九年三月十九日

学校以外		学 校		施 設 の 時 間	演 説 會 開 催 の 日	演 説 會 開 催 の 日	区 市 町 村
夜 間	昼 間	夜 間	昼 間				
五、九八五	四、三一五	三、九八五	二、三一五 円	平 日	土曜日の午後 又は日曜 日若しくは 休日		区
五、九八五	五、八〇八	三、九八五	三、八〇八 円	平 日	土曜日の午後 又は日曜 日若しくは 休日		市
五、七六七	四、二九五	三、七六七	二、二九五 円	平 日	土曜日の午後 又は日曜 日若しくは 休日		町
五、七六七	五、五九〇	三、七六七	三、五九〇 円	平 日	土曜日の午後 又は日曜 日若しくは 休日		村
五、四七六	四、二六五	三、四七六	二、二六五 円	平 日	土曜日の午後 又は日曜 日若しくは 休日		
五、四七六	五、二九九	三、四七六	三、二九九 円	平 日	土曜日の午後 又は日曜 日若しくは 休日		

[illegible]

二 都道府県の支庁又は地方事務所		二七四、八七五円	
三 大都市		八四八、〇六〇円	
四 区			
選挙人の数	五万人未満	十万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満
金 額	三五一、九二二円	四七一、〇八二円	六三三、八三二円
選挙人の数	五万人以上 十五万人未満	十五万人以上 二十万人未満	二十万人以上 二十五万人未満
金 額	八一九、〇六二円	一、〇六二、〇六二円	一、〇六二、〇六二円

六町村

金	額	選 挙 人 の 数
一四五六七	円	満 一 千 人 未
一七四〇七	円	満 上 一 千 人 以 上 一 千 人 以 上 一 千 人 以 上 一 千 人 以 上
二五三六九	円	満 未 満 未 満 未 満
四〇六〇〇	円	満 未 満 未 満 未 満
五八六三三	円	満 未 満 未 満 未 満
七五四六九	円	満 未 満 未 満 未 満
九八、二〇〇	円	満 上 一 万 人 以 上 一 万 人 以 上 一 万 人 以 上 一 万 人 以 上

第十三条第二項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙 人の数	五十万人未満	五十万人以上 百万人未満	百万人以上 百五十万人未満	百五十万人以上 二百万人未満	二百万人以上 三百万人未満	三百万人以上
金額	二六三、〇五円	三〇七、一八〇円	四〇四、七九八円	四五五、六三三円	五九五、三九九円	六八五、四〇〇円
		ある道府県	大都市のその他の道府県	大都市のその他の道府県	大都市のその他の道府県	

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三	大都市	二九、九、九四〇円
四	区	一六八、一四三円

五市

選舉

選挙人の数	三万人未満	三万人以上	五万人以上	十万人以上	十五万人以上
金額	五万人未満	十万人未満	十五万人未満	二十万圓	二十五萬圓以上
金	七、四〇六	七、二〇六	二、四五三	一、四五九	一、四五一

六町村

選挙人の数	金額
満一千人未上	七三三七円
満一千人以上二千人以下	七三三七円
満二千人以上三千人以下	一五三八九円
満三千人以上五千人以下	二二六〇八円
満五千人以上一万人以下	三四二九九円
満一万人以上二万人未満	四八五七九円
満二万人以上	四八七二九円

第十三条第三項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

[illegible]

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 大都市	三二、八三五円
四 区	八、九五五円

五市

選舉

金額	選挙人の数
一、五五四円	三万人未満
二、五九〇円	三万人以上 五万人未満
五、一八〇円	五万人以上 十万人未満
七、七〇〇円	十万人以上 十五万人未満
七、七〇〇円	十五万人以上

六町目

選挙人の数	満一千人未	満一千人以上 二千人未	満二千人以上 三千人未	満三千人以上 五千人未	満五千人以上 一万人未	満一万人以上 二万人未	満二万人以上
金額	1円	1円	1円	6円	23円	24円	24円

第十三条第四項中「十一月一日から三月三十一日まで」を「十一月一日から三月三十一日まで（道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで）」に、「三千六百円」を「四千八百円」に、「千八百円」を「二千四百円」に改め、同項但書の表を次のように改める。

地城	都道府県市町村等	都道府県	都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市区町村
一級地		六、〇〇〇 ^円	三、〇〇〇 ^円
二級地		七、二〇〇	三、六〇〇
三級地		七、八〇〇	三、九〇〇
四級地		八、四〇〇	四、二〇〇
五級地	都府県の区域	九、六〇〇	四、八〇〇
	道区域	一五、六〇〇	七、八〇〇

第十三条の次に次の一条を加える。

(不在者投票特別經費)

第十三条の二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十条の規定により不在者投票管理者(市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。以下「不在者投票管理者」という。)の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について二十円とする。

第十四条第一項の表中「一〇〇」及び「一五〇」を「二〇〇」に改める。

第十六条中「二分の一に相当する額以内の額」を「二分の一に相当する額以内の額に第十三条の二の規定によつて算出した経費の額を加算した額」に改める。

第十七条第一項中「第四条から第十五条までの規定によつて算出した額の三分の二に相当する額以内の額」を「第四条から第十三条までの規定によつて算出した額の三分の二に相当する額以内の額に第十三条の二の規定によつて算出した経費の額を加算した額」に改め、同条第二項中「二十八万四千八百八十九円」を「二十八万八千五百二十三円」に改め、同条第三項中「三二、一六〇」を「三六、七八九」に、「二九、八四五」を「二二、四二五」に、「二八、〇二七」を「三一、九二三」に、「二七、二九四」を「一九、四五八」に改める。

第十八条第一項中「各都道府県の選挙管理委員会において要する経費及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費」を「各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理委員会において要する経費」に改め、「市町村」の下に「及び不在者投票管理委員会」を加え、同条第二項中「百分の五以内の額」の下に「(自治庁長官と大蔵大臣との協議がととのつた場合においては、百分の五をこえる額)」を加え、同条第三項中「都道府県又は市町村」を「都道府県、市町村

又は不在者投票管理委員会」に改める。第二十條中「衆議院議員選挙人名簿」を「基本選挙人名簿」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○塚田国務大臣 たいだいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律は、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定に關する住民投票について、国が負担する経費で都道府県及び市町村に交付いたします経費の基準を定め、もつて、その適正かつ円滑な執行を確保する目的をもつて昭和二十五年に施行されたものであります。この法律は、現在までに二回にわたり改正されており、

第十八条第一項中「各都道府県の選挙管理委員会において要する経費及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費」を「各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理委員会において要する経費」に改め、「市町村」の下に「及び不在者投票管理委員会」を加え、同条第二項中「百分の五以内の額」の下に「(自治庁長官と大蔵大臣との協議がととのつた場合においては、百分の五をこえる額)」を加え、同条第三項中「都道府県又は市町村」を「都道府県、市町村

のが今年一月一日から一万五千四百八十円に改訂されたのに伴い、都道府県及び市区町村の職員に支給されます超過勤務手当の額を改訂いたそうとするものであります。また新炭費の単価を国の予算単価まで引上げるとともに選挙公報用紙の単価を国の予算単価まで引下げ、さらに立会演説会の実施の状況にかんがみ、マイク借上料を積算の基礎に加える等の措置をとることによりまして、基準額を適正にしようとするものであります。

第三点は、選挙が十一月一日から翌年三月三十一日までの間に行われる場合におきましては、それより燃料費を加算するように規定されているのであります。御承知のように、北海道の区域にあつては、他の都道府県の区域に比較いたしまして寒気もきびしく、かつ長期にわたる状況でありまして、で、実際に即するよう燃料費の支給期間を一箇月延長するとともに、その加算額を若干増額しようとするものであります。

第四点は、公職選挙法施行令第五十条第二項に規定されております一定の船舶、指定病院、監獄または代用監獄及び少年院の長が不在者投票管理委員となつて行ふ不在者投票に要する経費の基準額につきまして、新たに規定を設けようとするものであります。以上申し上げました諸点のほか、なお、自治庁長官と大蔵大臣との協議がととのつた場合においては、百分の五を越える調整費を交付することができるとする等、若干の規定の整備をはかりたいといたします。以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概略であります。何

とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○中井委員長 本案につきましての質疑は、時期を見てこれをいたすことにいたします。

○西村(力)委員 きよりの朝日新聞を見ますと、自治法の改正案要綱が次官會議に提出された、こういうことになつておりますが、この新聞記事は何もこれを唯一のものとするわけじゃないのですけれども、その理由の説明というのか、その事情説明の中に、「現在衆議院で審議中の警察法案、地方税関係法案の審議がのびることを警戒している。」(こういふことが書いてある。これは明らかにあまり作爲的に見えるのです。私たちとしては地方税の法案を審議するにしましては、警察法を審議するにしまして、自治体の事務なり、あるいは性格に相当影響づけるこの自治法の改正というものが、どんな姿にまともなかといふことがこれは並行して考えなければならぬ問題である、こう考えられるそれでこの自治法の改正をいつ議會に提案なさるおつもりか、そういう予定についてお伺いしたいのです。むしろ本委員会としては、自治法によつて自治体のあり方というものをきちんときめてから、警察法や税法などを推進しなければ、誤りを犯すのじやないかという考えを持つておる。それについて大臣の御答弁をお伺いしたい。

○塚田国務大臣 実は自治法の改正は延び／＼になつておりました、まことに恐縮をしておるわけでありまして、すけれども、ほんとうのところ、まだ最終決定のものができないのであります。ただ本日の閣議におきましては、今国会

に大体出す予定のものを各省がみな出せ、それからもし法律案ができておらないものは要綱でもいいから出せ、こういうことになつておつたわけであり

ます。そこでいろいろな事情を検討して、自治庁としてはこれは今国会にどうしても出さなければならぬ法律改正である、こういうふうに考えましたので、要綱を出さなければならぬ状態になつたわけでありまして、その要綱を出すにいたしまして、実は相当問題点がたくさんありますので、まあ内部的な話でまことに恐縮であります。が、党との折衝もまだ重要な点が残つており、また内閣をいたしましては各省間との調整もまだほとんどついておりません。まだ内部で議論を闘わしておる段階でありますので、要綱を出すにいたしまして、未決定の部分が非常に多いので弱つたのであります。が、ごく總括的なものとして、実はきょう出そう、こういう考え方をしておつたのであります。そういう考え方で準備をいたしまして、きのう次官會議に出してみました。しかし閣議には結局出さず、その段取りに行かなかつたのであります。それで他の大体のものは、閣議には一応要綱の形できょうは出ておりますけれども、従つてその段階までも行かないような進行状況になつておる、こういうふうに御了承を願いたい。しかしなにかくこれは出さなければならぬという考え方で、極力構想を練つておるのであります。重要な問題点がほとんどまだ議論が十分に尽されておらないので、まことに恐縮をいたしておるのでありますけれども、できるだけ早く成案を得て国会に提出をして、御審議をいただきたいと考え

ておりますが、今のところまだいつというように日までは、はつきり申し上げる状態のところまでは参つておらぬわけでありませう。

○西村(力)委員 そうすると政府は、今国会において成立させるために、そういう意図を持って提案する場合に、提案を最低何日限りくらいに考えていられるか。

○鈴木(俊)政府委員 自治庁関係の法律案で提出をいたします予定にいたしておりますものは、ただいま御質疑がございました地方自治法の改正案と、市町村の職員共済組合法案あるいは地方公務員法案等案件でございますが、これもできるだけ早い機会に提案いたす予定で用意いたしておりますけれども、ただいま大臣が申し上げましたように、各省間との調整が残つております。また、立法の技術的な調整をしておりまゝ法制局の方も、実は非常に各省の法律案が山積いたしてございまして、なか／＼その審査も終らない状況でございます。しかし国会の方の会期も限られておることでございますので、できるだけ至急に取進んで御審議をいたさうと思つてございまして、おりましたが、やはりまだいつ提案できるというところを、はつきり申し上げる段階に至つていないのでございませう。

○西村(力)委員 私は衆参両院を通じて、会期がきまつている範囲内において慎重審議して上げてもらおう、こういう考えで政府が提案するとなれば、何日以降の提案はこれはちよつと無理だ、大体その法案を最終的に国会に提出する期限はこれ以後はだめだというよりな、一つのめどを持つてやつていなければならぬのじやないかと思つたのです。ただ誠心誠意努力中であると思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 政府といたしましても、今国会に御審議を願う法律案は、できるだけ早く提案せよということとを、ことに衆議院の議院運営委員会の方から内閣官房長官の方に強い申入れがあつたさうでございませう。それで実は昨日の次官会議におきましては、今国会にどうしても提案をしなければならぬ法律案を各省から提案をせよ、法律案がきまつていないものは要綱を出せ、要綱がきまつていないものは件名だけでも出せ、こういうようなことがございまして、その趣旨に従つて昨日の次官会議に各省から提案しようという法律案を出したわけでありませう。それで内閣とされましては、さらに議院と交渉をせられまして、それらの法律案をいつまでに提出するならば、大体御審議を終了していただけるかという最後の話合いをせられまして、その結果たゞいま御指摘のようないつまでという期限が、はつきり確信がつく時期がきまると思つたのでございませうが、さうなところで提出期限を明確にいたしましたならば、それはもうその時期に間に合うように政府としてはあらゆる努力をして、その期限を遵守するようにいたしたいというふうに考えておりますので、今の段階として今いつまでということに、実はまだはつきりきまつていないのでございませう。その点たいへん遺憾でございませうが、さうな経緯でございませうので御了承いただきたいと思います。

○門司委員 今の御答弁ですが、一体自治庁はどうするつもりなんですか。今税法を上げるといつたつて、結局行政の關係がきまらなければならぬ／＼上げにくいでしょう。きょうの新聞にあつたような改革をされるというなら、それを先に出してもらわなければ、この税法をこのまま上げるわけには行きはしませんよ。これは御承知のように権限委譲その他が出て来ますと、おのずから都市の性格がかわつて来ますし、府県との形もかわつて来ますし、それに対する財源をどうするかというのを考えなければならぬ。われ／＼はこれからこの法律案によつて、各党もおそらく修正を考へるだらうと思つて、府県と市町村との財政調整をどうするかというところになると思ひますけれども、その参考資料にも法律案を一応出してもらわなければ、これはどうにもならないのです。一体政府は、ほんとうに真剣に考へておるのですか。

○塚田田務大臣 これはほんとうに真剣に考へておるのでありまして、ぜひこの国会に御提案申し上げて御決定をいただきたいと思つておるのであります。ただ先ほど申し上げましたように、いろいろ／＼な事情で遅れておるのでございませうが、しかし御審議の過程において、この自治法の改正に考へられる上において必要であるということには、私も十分考へられますので、もしこゝろからいふならば、御答弁が得られますならば、今きまつております項目ぐらゐのものを出し申し上げて、その個々についての考へ方——こゝろを考へ方である、こゝろはどうかという

題点と思つておるというようなことを御説明申し上げて、御審議の参考に資するといふようなことにしても、ひとつ御審議を進めていただければ非常にありがたいので、私もまだ決定できない問題点がたくさんありますので、提案までには至らないわけでありませう。

○加藤(精)委員 せつかくの門司さんからの御意見であります。なまこみから御意見であります。なまこみから、うにみたように、くらげもたうに、まだ固まらないものの要綱をもちつて、それを審議の参考にするというところは、手元の部内でも十分意見が一致しないのですから、これらの審議にも相当長時間を要しますもので、なるべくならばさういふものなしに審議を進めていただきたいと私たちは考へております。

○門司委員 せつかく加藤さんからの御意見ですが、出すのならやはりそれに基づいて、われ／＼の考へが織り込まなければならぬ。大体政府も不見識です。この前に要求したので、大臣はすぐ出すと言つて、このごろになつて出さないと。新聞の伝へるところによつて、どうも警察法の審議その他に比べて、どうもこのごろの大臣の言われた諸般の事情というのが、今大したと。もし／＼の事情があつたとしたら、きまつておると思つた。わかつておれば、いいじやないか。と申す者あり。それで、はつきり権威も何もなし、国会をベテンにかけることになる。それでは私は承知できない。いつごろはつきり出せませうか。

○北山委員 ただいまのことは、地方制度に関するいろいろなもの、税法その他をわれ／＼が審議する際に必要であるといふことばかりでなく、小さい問

題だけれども、地方教育委員会の教育長を助役が兼任するということを許されるのは、三月三十一日までだと了解しておる。そうするとそれまでに改正なり何なりの法的措置をしなければ四月一日以降はどうなるのだ。これは絶対命令だと思つた。単に政治方針の問題ではなくて、その立法措置の問題があるのではないか。だから今月ももうあと十日くらいしか残つておらない。この際いつ出すか出さないかでなく、出さなければならぬ、さういふ一大部分の問題だけを考へてみる。だからしてそれをどういふふうにするかというところは、早急にきめなければならぬのではないかと思つた。この点はどうか考へていただけたら。

それからも一つは、これはせんたつて来自治庁の方から非公式にお話を聞いておるのですが、町村合併の促進法の改正法律案も出した、そして四月一日から実施したいといつたようなお話がございまして、これもお出しになるかどうか、これもあわせて伺つておきたい。

○鈴木(俊)政府委員 最初のお話の問題につきましては、私もいたしましても研究をいたしております。従つてその措置については、地方自治法の改正法律案の中に織り込んで提案をいたしたいというふうに考へております。それから第二点の町村合併促進関係のことは、自治庁がいたしまして、今日までの経験にかんがみまして、地方からいろいろ意見が出て参つておりますので、さうな意見を取りまとめて、当地方行政委員会並びに参議院の

○北山委員　そうしますとただいまの点、四月一日にどうしても実施しなければならぬという問題については、少くともそれに間に合うように法律案は提案されるところでいいわけですね。

○鈴木(俊)政府委員　それが最も望ましいことでございまして、そういうふうなふうにできるだけいたしたいと考えておりますが、何分文部省等との関係もございますので、あるいは若干時期がずれるようなことになることがあるかも知じませんが、その点は実は昨年の改正の際にも同様な事情があつたのであります、だからといつてことし

もいいということは申し上げませんけれども、御指摘のようなふうになるように、できるだけ努力いたしたいと思つております。

○北山委員 ただ今のところでは、とにかく十分の時間があるわけです。ですから三月三十一日で失効するいわゆる助役兼任の地方教育委員会の教育長、これはもしもその法律の立法措置をしなければ、四月一日以降は幽霊になつてしまふ。そう考えてもいいわけですね。そういうことがわかつており

○加藤精一委員 各派中合せによる理事会を開くために暫時休憩していただきますと思います。

○中井委員長 各派の理事がおられないようですが……。

○加藤精一委員 委託を受けておりま

すから大丈夫です。

○中井委員長　それではきわめてわずかの時間休憩をして、理事会を開きます。

午後二時十七分休憩

午後二時二十一分開議

○中井委員長　会議を再開いたします。

これより地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたしました。本日は改正要綱、税目第四不動態取得税より、質疑をお進めくださる

ことをお願いいたします。

○北山委員　それでは不動産取得税についてお伺いをしますが、この前に話が出ましたけれども、今度の不動産取得税というのは、ある意味では固定資産税の前払いといえますか、前取りというか、そういう性格のものであると、いうようなお話であつたわけでありま

村が適宜これをとるといふような形にしてはどうかという考え方もあるわけでありませう。この点についてひとつ自治庁のお考えを承りたい。

○鈴木(後)政府委員　不動産取得税を創設いたしましたことにつきましては、

は、先般來申し上げましたように、不動産の取得が行われます際、いわば比較的負担のしやすい時期に、不動産についての税を払つてもらう、そういう意味では、固定資産税の前取りというようにとうとうとやうな形にもなるわけでありまゝ。これに府県に置くか市町村に置くかということについては、いろいろ研究をいたしたものであります。あるいは当初は国

といふような意見も一方にあつたのでございます。しかしこれは従来の沿革、性格等から考えまして、やはり地方税とするのが適當であらうというよ

うなことになるのであります。府県と市町村いづれに置くかという点につきましては、お話のように固定資産税との関連だけから申しますと、あるいは市町村がするということも一案かと存じます。しかし考え方としては、やはり地方税の体系全体を勘案いたしまして、府県と市町村との間の

間の評価が若干不均衡であるという非難も一面にあるわけでありまゝ。もとより最近の平均価格の指示によりまして、ある程度これは是正されて来ておりますけれども、この不動産取得税の課税標準といたしましては、固定資産

課税台帳に登録されておりますものにつきましては、原則として台帳価格をとる。

〔委員長退席、加藤(精)委員長代
理着席〕

しかし新築のものでございますとか、あるいは台帳価格がないというようなもの、誤つておるといふようなものについては、自治庁の指示いたしましたる

評価基準に従つて知事が価格を定めて課税する、それを市町村の方に通知をいたして、市町村もそれに基いて固定資産の評価をいたす、こういうような

ことにいたしておきまするので、府県知事にかような権限を認めまする結果といたしまして、やはり固定資産の課価がある程度均衡が保たれるようになると思うのであります。そういうような点をいろいろ勘案いたしまして、今回府県にこの不動産取得税を配分す

【鈴木(修)政務委員】 それぞれ市町村に置いてはぐあいの悪い点があるかというところについての重ねてのお尋ねでございますが、不動産の売買と申しますがい、不動産の取得の事実がやはり都市、ことに大都市においてその機会が多いため、その割合もまた、生つて来原の割合もまた、多くなっております。

公平な配分という点から参りますと、市町村にこれを与えるということにいたしますならば、大都市に偏在するということがやはり相当多いのではないかと思われるのであります。そういうようなことも考えまして、府県に置くということにいたしましたわけでありま。

○北山委員 各社からご意見がいろいろ出ています。たとえば災害等で失つた家屋を、今度新築、改築するというような場合には、常識からいっても減価

が、そういうことができるかどうか。それはどういうような規定に基いてできるのかという点をお示し願いたいのであります。

○鈴木(俊)政府委員　ただいまの点け第百十一条の三十一に不動産取得税の減免という規定を置いておりま

て、天災その他特別の事情がある場合において不動産取得税の減免を必要とする者認め、当該道府県の議会の議決を経て、不動産取得税を減免することが出来る。こうなっております。これは六条の一般規定と同じ建前でござい

す。

○北山委員 次にこの前建設委員会との合同審査の場合に、建設委員の方からいろいろ意見が述べられたわけでありまして、その中で公共団体がやっております公営住宅をそれに入つてゐる居住者に売却するような場合には不動産取得税をかけるのは酷ではないかという御意見もあり、私もよくもつともだと思つてゐるのですが、そのような場合に不動産取得税は免除するといふようなことはできないかどうか。これは御承知のように市町村あるいは府県におきまして公営住宅をやつてゐるわけで、原則としては居住者に一時金では無理でありますから、大体年賦とかそういうことで売渡してゐるわけでありまして、これは一面からいへば市町村公共団体の方都合からいへば、いつまでも住宅を自分で持つてゐるといふことが不利でございまして、居住者に勧めて買わせてゐるという事情が相当多いと思つてゐます。そういうふうな事情でござい

きなければ、そういうものを置くのが適当かどうかお考えを承りたいのであります。

○奥野政府委員 一般庶民の利用に供します公営住宅でありまして、最初から国費で建設する能力がないので、むしろ地方団体がこれを建設した後に、時期を見て借主に売却する、こういう場合にはこの法律の規定に入つてゐます。新築住宅の場合の軽減措置に該当する性質のものではないだらうかというふうな感じを持つのであります。おつしやいますようなものにつきまして、地方団体が持つております住宅でありまして非常に区々でございまして、いわゆる庶民住宅でござい

ました場合には、むしろそのような方向に持つて行かれるのではないかと、うふうに思つてゐるわけでありまして、ただ法律に規定いたします場合には、全国一律に適用されるものでなければなりませんので、きわめて厳格な種類のものにつきまして明確な規定を置いてゐるわけでありまして、これ以下のものにつきましては、やはりその地方団体が適宜に条例で減免措置を活用して行く。

ある場合には条例でなしに条例の委任に基いて、府県知事の権限によつてそれらの軽減措置を行う、というふうな幅のある措置をとつて行くよりい

たし方がないのか。こういうような方があるのか。こういふような軽減措置をとることがはたして適当かどうかであ

るのか、こういうような疑問を持つて参つたのでありまして、やはりその税法で特別な施策を推進するといふことについては限度があるのではないだらうか、こういうような結論に達したのであります。やはり担税力というものを

を中心にして課税をして行くわけなんでありまして、防火建築につきましても、種々なものがある、それは全部取入れて来るものが、かえつてある場合においては税の本質を無視し過ぎるといふ場合も生じて参りますので、明確に国がこの建築については推進をはかつてゐるんだという線が出されたものだけを、税法上拾ひ上げて行く。こ

ういふ御意見を持つたわけでありまして、そのことが百十一条の十四第三項であり、さらに別途の住宅金融公庫法の改正法案の中に盛り込んでありますところの住宅金融公庫が防火建築地帯の防火建築について貸し付けました場合には、木造よりも非木造にする結果建築費が多くなるから、その場合の差額の二分の一、今申し上げました百十一条の十四の三項と類似をした軽減措置の規定を織り込むといふようなことにいたしましたわけであり

らいになるわけにあります。そうしま

すと、かりに三万三千円建築にかかる
としますと、四十坪までぐらいのものは課税されない。大体三十坪前後のも
のが課税されないなら、それでいいの
ではないか。大体庶民住宅というものを
目標にして非課税の限度をきめたわけ
であります。なお累進税率を採用しな
いのか、こういう趣旨のお話もござい
ました。いろいろ税金を個人に集約
して課税いたします場合には、その個
人の生活費その他のものも考慮いたし
まして、あのような負担能力があ
るか、こういうことになつて参るわけ
であります。所得税であります、人
税といたしまして、その人のあらゆる
所得あらゆる収入を一人の人に集約
約いたしまして、それからさらにその
人の生活費としてどうしても引かなけ
ればならないものは幾らあるか、そう
して残りのものから税を払つてもら
う。従つて所得の高に応じて累進税率を採
用するというのが可能になつて来ま
すけれども、個々の行為なり個々の物
件なりに着目して、課税をいたして参
りますものにつきましては、そういう
人的事情を考慮することが困難になつ
て参るわけでありまして、またそうい
うことであります。なか／＼課税がで
きなくなつて来るのではないかと
ふうに思つて参るわけでありまして、物税の
普通一般の理論に従ひまして税率を採
用する。あと人的事情を考慮するの
は、収入をすべて個人に集約した上で
考えます人税において行つて行くより
いたし方ないのではないかと、かように
考へて行つて行つて行つて行つて行つて
考へて行つて行つて行つて行つて行つて

務をやらなければならぬか、それに
対するバック・ペイというか、そうい
うものはどう考へられてゐるか。これ
も相当市町村側としては懸命に調査し
ても、その税は全部府県にとられて行
く、そうならば市町村間の不均衡とい
うことも、これは顕著に現われる危険
も予想せられる、これに対して府県知
事が助言するということになつており
ますが、そういう点から言つても、
いろいろ／＼めんどろな事務があるの
ではないかと思はれる。どれだけの事務が
あり、それに対する考へ方があるか。
○奥野政府委員 不動産取得税の申告
は、すべて市町村を通じて府県知事に
行ふということにいたしてあります。
その申告書を受取りました場合には、
市町村長は、固定資産課税台帳に登
録されております価格がございませう
場合には、この価格を書き込んでおかな
ければなりません。固定資産課税台帳に
登録されておられませんものでありまし
た場合には、市町村長の意見、もつぱら
評価の問題でございまして、この意見
をつけて府県知事に送らなければなら
ないことになつております。この事務
が市町村としては加わるわけでありま
す。反面府県といたしましては、新し
いものであります場合には、みずか
ら評価の責任を負わなければならませ
んし、この評価がございまして、これ
を市町村長に通知いたしまして、市町村
長はこれを固定資産課税台帳に登録い
たしまして、これを基礎に固定資産税を
徴収して行くわけでありまして、従いま
して一面あるいは市町村の事務が加わ
ります、他面には府県が市町村の固
定資産税の評価その他に對しまして協
力して行くということにもなつて参る

と思ふのでありまして、どちらにどう
ということでもなしに、むしろ協力関係
が打立てられて行くのではないかと
うふうに思つております。特に費用の
増大を来すような市町村の事務の増大
は考へていないのであります。
○床次委員 不動産取得税並びに固定
資産税に関連して質問したいのですが、
従来固定資産の評価等につきましては、
特に関係の深いものは、これは償却資産等
におきましては政府は相当適正な価格
において、実情に合うように運用して来
られたと思ふのですが、しかし今日問題
となりますのは、倉庫業のございまして、し
きに陳情が参りますが、かかる固定資産
を中心とするものでありまして、しか
もその評価に關しましては特に考慮が
ないといふことは、他のものとの均衡上
どうかといふ点を疑はれるのでありま
す。この点に對する政府の意見を聞
きたい。なお不動産取得税におきまし
ても、倉庫業のございまして、最も強く
この影響を受けることになると思ふの
であります。あるいは不均衡を生ずる
ことではないかと思ひますが、この点に
ついて意見を伺ひたいのであります。
○奥野政府委員 倉庫業の固定資産税
の負担が重いといふことは、強く倉庫
業界から意見を述べられておりまし
て、われ／＼といたしましても苦慮いた
しておる問題でございまして。ただ昭和二
十五年の改正で、従来の家屋税の負担が
一躍二倍半ぐらゐになり、また倉庫業
といふものももつぱらその家屋を主体
にして運営されるものでありますの
で、両者の関係から特に固定資産税の
負担が重くなつてゐると思ひます。し
かしながら倉庫も大体家屋でございま
すので、類似の家屋と同じような考へ

方で評価して行くよりいたし方ないの
じやないか、そういう関係から、従来
家屋並の評価をして行つてゐるわけ
であります。しかし今お話になりました
ように、償却資産とも考へられるの
ではないか。償却資産と考へられるか
ら、減価償却の計算を基礎にした評価
方法もあり得るじやないかという御指
摘だろうと思ふのでありまして、私た
ちも多少そういう問題も研究すべきじ
やないかといふふうにお考へておりま
す、今後なおそういう問題につきま
して研究して参りたいと思つておりま
す。
○床次委員 ただいま答弁によりまし
て政府の趣旨はわかつたのであります
が、ただその評価方法を適正に考へる
といふことは、実はこれは法律の面
に出ずして、政令以下の扱いになつて
来るのではないかと。今日一面におきま
して、固定資産税あるいは不動産取得
税等がある場合に、いわゆる適正な
評価といふ方法におきまして、これが
是正されるといふことは、はたして法
律の取扱ひとして適正であるかどうか
といふことについて、やはり考へる余
地があると思ふのであります。先年
来すでに取扱つておりましたところの
たとえば船舶の資産税のございする
その適例であつたわけでありまして、
やはりできるだけ法定をしてございま
して、その処置について、疑問を少く
しておくことの方がよろしいといふこ
とを強く考へますので、この点やはり政
府のお考へおきをいたさうと思ひ
ます。
それから前にもどりますが、事業税
について一言質問してよろしゅうござ
いますか。

○中井委員長 どうぞお進めくだ
さい。
○床次委員 事業税につきまして簡単
に一言お尋ねしたいと思ひます。昨日
も公述人から事業税に關しましてお話
があつたと思ひますが、その中にお
きまして、新しい政府の事業税に對する
取扱ひ、すなわち課税標準の調査にお
きまして、所得税におけるところの材
料をそのまま使ひまして、事務の簡便
なり納税者の便宜に資するといふ趣旨
が入つておるのであります、かかる
処置をとることによりまして、相当事
業税が増税になるのではないかと
議論が出ておるのであります、具体
的の課税された実例を見て参りま
すと、そのおそれが非常に多く見える
のであります。これに對してどうい
うふうな考へを持たれるか、別の観点か
ら見ますと、これは自家努力を排除す
るという問題に關連して来るかと思
ひますが、この機会に政府の意見を承
つておきたいと思ひます。
○鈴木(俊)政府委員 所得税の所得を
基礎にして事業税の課税標準をきめる
といふ考へ方は、これは申すまでもな
く、御案内のごとく税制調査会なり
あるいは地方制度調査会なりの考へ方
の線に従つて処理いたしたわけござ
います。これはもちろんかようにいた
しますことの結果として、反面の利益と
いたしましては納税者側が国税と地方
税と二度にわたつていろいろの調査を
受ける煩を省くことが主たるねらいで
あり、反面徴税事務の簡素化といふこ
とで、行政の簡素化にも資するといふ
点を考へたわけでございますが、御指
摘のように、そういうことになつたし
ますことの結果として、あるいは事業税

の所得の計算が非常にからにものにな
りたしないかという意見が若干一部の
人たちにあることは、私も承知いた
しておるのであります。ただ国税の
さような算定の基礎に乗つすることに
なりませうならば、その国税の算定の基
礎に対する批判がもし不正確でありま
すならばなお強くなり、これをさらに
合理化する努力が払われることにな
ると思ひます。また国税の算定の基
礎につきまして不服があります。上
級の官省に対して審査の請求をする道
も開いてございまして、ある程度の
調整は可能であると思ひのでありま
す。しかしながら実際問題といたしま
しては、国税の方で控除失格になりま
すようなものについて、いわゆる零細
な事業者につきまして一番多くの問題
があらうかと思ひのであります。それ
は結局府県が自主的に決定をする建
前に立つわけでありまして、それから
考へまして行政の簡素化と申しま
すか、徴税上の煩を省くという見地か
ら、今回のような措置をとつたのであ
ります。その結果もし事業税の負担が
点において重たいことになり、その
点に対する御非難ということになりま
すならば、今回は御承知のごとく税率
を三分の一も減じたわけでございます
が、この点はすでに御指摘がございま
した。ごとき自家労働の控除という思想
を生かしましたものを、何らかの将来考
えられないかというところにならうか
と思ひますが、私も今後の問題とし
て十分研究をして参りたいと思つてお
るのであります。

○石村委員 事業税のことでちよつと
お尋ねします。事業税の請負業なん
ですが、これがなはだはつきりしない
のです。請負業にはいろいろなものが入
つております。この間、印刷銅版工の
職人といつたらいかに思ひます。す
が、そういう方に偶然会つていろいろ
お話ししてみたら、そういう方に事
業税が、しかも請負業として一種が
かつておるということ。ところで
その後四、五日たつて、今度は印刷基
本技術団体というところからさらに
話を聞いたのですが、それによると印
刷の図案家とか銅版の彫刻家あるいは
木版の工芸家、あるいは版下の「こ
れなんか職人といつた方がいと思
ひます。か、工芸家と申しますか、あるいは職
人と申すような人たちに事業税がか
かると。しかも請負業として第一種が
かつておるということ。地方の徴税
当局者の意見では、君たちに無理だ
と申す。か、はつきりした規定がない
ものだから請負業に入れたよりかはし
やうがないというところ。さうです。も
ちろんこうした工芸家を集めるとい
は職人の方を集めて企業的にやつてい
る場合には、事業税をかけるというこ
とがいわれるかも知れませんが、個々
のさうした工芸家——中でも木版なん
かは指定文化財としての補助でもら
つておるのに、國がききさるるやう
同じようなことになつておるやうで
すが、さうした個々の技術的な芸術家
と申しますか、工芸家と申しますか、
うした人まで事業税をおかけになる
のは不当ではないか、かりにかけると
しても第一種は無理ではないかと思
ひますが、自治庁としてはどうい
う御判断でありましようか。

○奥野政府委員 お話の中で一つは課
税範囲として適當であるかどうかとい
う問題、第二は非常に零細なものにつ
いてまで課税をして行くような今の税
務行政の運営はどんなものだろうか、
この二つを言われておるように思ひま
す。最初の課税範囲の問題といたしま
しては、文士などにつきましては事業
税を課さないような建前にいたして参
つておられますので、その辺一体どの
うな範囲に属するかというところは、
さうよく研究した上で考へてみたい
と思ひます。ただお説についてとやかく
言ふのはございせんけれども、全
体としての考へ方といたしましては、
何らかの価値を生み出しておる、要
するにそこに国民所得を生み出して
申しますか、事業が行われておる
へを経費の転嫁をねらつておるの
りますが、府県の経費を分担して
う、しかしそれらの事業から給分を
らつておる人たちに、事業者に課税
して行くのだから課さないのだ、す
でに事業を行つておるものに課税を
行くのだ、だから給分をもらつて
ものには課さないのだ、さういふ考
方に立つておるのであります。しかし
非常に零細なものは除くという考
で運営して参つておるわけであり
けれども、とかく資金生活者の面
いてまで課税をして行くようなら
が、さういふので、御指摘のような
がたび／＼起きておるのだらうと思
ひます。先般来御意見のありました、
として資金を主体に行つておるよ
うなものは、課税をしないような運
方向に持つて行きたいと思ひます。

御指摘になりました銅版の問題につ
きましては、ちよつと実態をつかま
ねますのでお答えしにくいのであり
すけれども、非常に資金収入的なも
のであります場合には、さういふ業
に限りませう自家労働を主体として
りますものにつきましては、課税を
ないような線を出しておる際であ
すので、さういふ方向で考へてみた
と思ひます。ただよく実態をのり込
にくい点もあつたので、将来研究
た上でお答えさせていただきます
います。

○石村委員 大体お考えはわかりま
した。が、実際に地方の徴税当局はさ
ういふものを請負——大工さん、左
んといふような職人にも事業税が
つておるやうであります。この人
ちにも事業税をかけるのが適當だ
と申す人、さうでないと言ふ人、
もちろんあるで、さうした技術
な方々にはなるべくかけないよう
導を、はつきりした通達なり何
出していただく。

○大矢委員 この不動産取得税につ
いてお伺ひしたい。特に戦災を受け
た大都市の復興が速々として進ま
大きな原因は、土地の値上りによ
ます。もちろん買占めもあるが、
それをまた分割するというやうな
るな関係で多く税金にとられるた
に、どうしても土地が上つて来る。特
に土地の値上りの割合が非常に急
になつておるために、どうも復興に
を来す。さういふ関係で今日でも
主が引合はれないので、ひとり地
か公共団体並びに住宅公団その他
築をしておるのですが、やはり地
高いからどうしても勢い家賃が高

る。従つてこの不動産取得税を、今
でも四つも五つもいろいろ名目で
けておる。その上にまたさういふ
なことになる。さういふ結果にな
行く、復興を阻害するやうな結果
る、さういふことで、一般これは
常に憂慮しておるが、その点は心
いのでございませう。

○鈴木(俊)政府委員 大都市にお
して、土地の値上りが相当なもので
つて、そのために住宅の建設が阻
れておるやうな点から、土地の
取得につきまして不動産取得税を
けることは、さらにその阻害を強
ではないかといふやうな御心配で
思ひます。さういふ面も若干あ
と思ひます。で、今回の案におき
しては、御承知のごとく土地を取
しましてから一年以内に住宅を新
るというやうなもののつきまして
申告がございませう場合には、あ
いは徴収を猶予する、さうして一
以内に現実に住宅の新築があり
ならば、徴収を減免する、さうい
うな措置を講じておるわけござ
ますが、しかし反面この大都市等
まする土地の売却につきましては、
さういふ、ほんとうに住宅建築
要であるという意味における土地
得のほかに、やはり一種の財産投
いうやうな見地から土地を譲渡
いはさらなる機械的な意味にお
の売買をするというやうな面もあ
けてございませう。本案といたし
しては、今申し上げましたやうに、
一年以内に土地の上に家屋を新築
いう場合について特例の措置を講
のであります。さういふ結果といた
まして、若干なりとも土地等に対

勝負を抑制するということの結果から、そういう面では値上りについてむしろマイナスの影響もあるいはありはしないかということをお聞きするわけでありませう。

○中井委員長 門司君。

○門司委員 私はこの税法とは違いますが、実はこれで不動産取得税はつと逐条やられたというお話ですが、われ／＼まだ少し聞きたいところがあります。一応これで県税関係が終ることになるわけですので、この機会に聞いておきたいと思っております。今度の税法改正で非常に問題になっておる遊興飲食税について、手をつけなかつたのはどういふ理由なのか、その点をひとつはつきりしておいてもらいた

○鈴木(後)政府委員 遊興飲食税につきましては、御指摘のようにいろいろ各方面からの御意見もございまして、政府としましては、当初は国税移管というふうな案も調査会の答申にございまして、いろいろな関係から、いろいろな方面からこれを検討いたしましたのでありますが、結局するところ入場税の移管というこのいわば折衷的な措置になつたのでございまして、それとの関連におきまして、やはり一番大きな問題は、入場税の税率を今回若干下げた、遊興飲食税の税率を下げることはどうかという点がある。ただ入場税につきま

下げるかどうかは、この際は考えないでいいのではないかと、耐乏生活といひますか、そういうふうな見地から、その点はそのまま置くというところにいたしましたのであります。もちろん一〇〇％という税率も一つあるわけですが、その点は今申し上げた後段のような趣旨がなお強く考えられまして、そのままに置くことにいたしましたのであります。その他の点につきましても、いろいろ意見があることは承知いたしておたのでございまして、今回は特に調整をいたさないと、今回は特に出す必要はないと、最後の結論になりまして、かような案を提出いたしました次第であります。

○門司委員 私のさらに聞きたいと思ひますことは、これだけの税法改正をやると、私は当然手をつけらるべきじやなかつたかと考える。その一つの大きな理由としては、国税に移管した場合は、大蔵省は税率を下げていいというのをはつきり言つておつた。そういうことを言つて、この税法の改正にあつても、やはり当然これは改正を要求するべきものであつたと思ひ考へておる。どうもこれが改正されな

い、いわゆる国家権力においてとれば、税率を半分下げても今の税相当額がとれるということになる。現在の遊興飲食税というものの徴収は、きわめてずさんだと言つておられるかもしれないが、いかにいかにものだとお聞きすることができると思ふのです。この点に對する自治庁の考え方はどうなんですか。

○鈴木(後)政府委員 遊興飲食税につきましては、門司さん御案内のごとき、戦時中奢侈禁止という趣旨から、禁止的な非常に高率の課税であつたわけですが、それがだんだんと税率も下り、また府県もことに禁止的な高率の税におきましては、徴収に非常な困難を感じておつたわけがございまして、その後だんだんと経費を積み増して、逐次今改善の途にあるわけがございまして、従つてかような税率は、国税の徴税機構をもつて徴収いたしますと、地方の徴税機構をもつて徴収いたしますのにおきましては、国税の方は、なるほどだ

だに所得税とかあるいは法人税の所得の基礎によつて査定をするというふうなことが、その上に徴収が強化できるといふ論も国税方面ではあるわけがございまして、しかし現行の遊興飲食税の規定の中におきましては、さうな所得金額によることができないという規定がすでに置かれておるわけがございまして、地方の徴税当局といたしましては、今後さらに努力を重ねて行けば、決して国税に劣らないようなものになると思ふのであります。今までむしろだん／＼悪くなつておるのならば、いふ／＼この点の批判もあらうと思ひますが、逐次徴収の実績は私どもは

改善しておると思ふのであります。税率の点につきましては、これは御指摘のように、私も他に適當なるかわり財源を与えられませうならば、これを引下げることにしては何かやぶさかでないものであります。私もそのようにしては、入場税と遊興飲食税との税率の均衡はございまして、しかし国税に移管して税率を下げ得るものならば、これは地方税においても税率を下げて、同程度のもので徴収できるであらうと思つておられます。

○門司委員 今回の答弁は非常に説教じやないか。下げるというこの自信がないのじやないか。下げて徴収ができればいい。自信がないのじやないか。財政計画上の問題でなく、大蔵省は半分くらいに下げても税

い。財政計画に何らさしつかえない、税収入の総額に何もかわりがなければ、下げた方が私はいいと思ふ。この辺の事情をもう少しはつきりわかりやすく正直に言つてくれませんか。

○加藤(後)委員 閣下。門司先生はこれまた百も千も御承知の上御質問なん

○門司委員 今のせつ／＼の御意見ですけれども、大蔵省当局がしつ／＼とだといふなら、あふなくて税金をまかし

○鈴木(俊)政府委員 遊興飲食税の税率をなげなかつたかという点についてのお尋ねでございます

「一番高いのは三〇〇くらゐ引いて行つてお
おり、カフエーとかバー等は一二〇とい
うところまで行つておつたわけであ
りますが、それがその後逐次ほとんど
隔年あるいは年々税率が下げられて参
つたわけでございまして、遊興飲食税
は先ほども申しましたように、今日で
はすでに二〇％、一〇％になつて芸者
の花代だけが一〇〇％、こういうこと
になつておるわけですが、入場
税の方は依然として今日まで五〇％と
いうことになつて来ておるわけであり
まして、これは戦時中以前の、両方と
も大体一〇％という均衡から申しまし
ても、今回の入場税の税率を引下げた
ということは、両者の権衡を考えます
ならば、これはむしろ当然の措置と思
うのであります。歌舞伎の点について
なげ下げないか、こういうことは確か
に御意見だと存じますけれども、従来
歌舞伎についてだけ税率を特別にする
というような措置は、戦時中といえど
も講じていなかつたわけでございまし
て、その点御見解は御見解と思いま
すが、特にその点についての引下げを考
えていないのであります。

それから耐乏生活云々の点について
もいろ／＼御意見がございましたが、
私どもも税率を下げる点については
反対ではございません。この点は大蔵当
局との間においてもさような見解が、
われ／＼の方にもあつたということ
は、さつき申し上げた通りであります
。しかし政府として最後の案として
提案をいたします際の考え方といまし
ましては、先ほど申し上げましたよう
なことになるのであります。

○床次委員　ちよつと関連して——た
だいま遊興飲食税並びに入場税に関し

食べるというまで税金を一割もとる——この国会でも議員食堂でわれわれが飯を食うのも、たいてい五十円以上ですが、食べる連中から一割飲食税を納めているというのを考えている連中はいない。幾ら納めているか全然自分では知らない。そういうふうには、遊興飲食税は法律で定められたような方では、もうなつていないという事実、これは遊興飲食税に無理な点があるからそうしたことになる。

これをほんとうの姿に直せば、あの規定通りに、ほんとうに奢侈的なものからとれて行くのじゃないか。それをむしろ奢侈的でないものからとつておるということから、こんなへんてこなことになつてゐるのだと思ふ。自治庁の方、ほんとうにさつきの答弁は正直な答弁なんです、ただわれ／＼をどまかすための答弁なんです。

○鈴木(俊)政府委員 先ほど来申し上げましたことは、事実に基づいて説明を申し上げたのでございまして、決してさうな意図のものではございませ

○大石委員 私奥野さんに聞きたいのです。私がお願いして全国の税務課長を呼んでいただきましたが、遊興飲食税について、あれ一体その結果どういうような話合いになつたでしょうか、聞かせてください。

○奥野政府委員 全国の税務課長会議におきまして、今後の遊興飲食税等の取扱ひについて、私の持つております個人的な考え方を話してみまして、しかし大多数の税務課長は私の考え方に反対でありましたが、今後なおさらに研究をしまして、そうしてできる限り早い機会に自治庁としての考え方も伝

えたい、こういうことを言つたわけでありまして、なお内部におきましてどういう線を打出して行くかということについて相談をいたしております。いましばらく猶予していただくようにお願いしたいと思ひます。

○大石委員 それでは奥野さんの考え方ですね、どういふふうな考えでいられるか、それをちよつと聞かしてくだ

○奥野政府委員 要するに経済情勢がだん／＼かわつて参りますと、それに

○大石委員 すつきりした方向に持つて行きたいというが、すつきりしたとは抽象的ですが、それはどういふことを意味するものでしょうか。

○奥野政府委員 いずれ自治庁としてはつきり態度をきめます場合には、御報告させていただきたいと思つております。

○大石委員 それでは赤線区域に対する問題、それから旅館組合に対する問題、一般大衆飲食店に対する問題、これらについてあなたはどういふふうな見解をお持ちでございませうか。

○奥野政府委員 個人的な考え方の段階におきまして問題をいろ／＼お話ししますことは、かえつて誤解を招くのじやないだろうかというふうにおそれておるわけでありませう。しかし重ねてのお話でありますので、端にお話させていただきますと、たとえば飲食を提

供しないような場所におきまして売淫行為を遊興飲食税の対象にとらえて行くことはいかげなものであらうか、あるいはまた委託加工の名目をもつてするすしの販売に對しまして遊興飲食税を課して行くということもいかげなものであらうか、こういうふうな気持を持つておるわけでありませう。何分今まで運営しておりましたことは百八十度

かゝつたやり方の考え方を述べるものでありますので、非常に強い反対を受けるわけでありませう。しかしながらこ

れらの問題につきましては、なおよい方法があるのじやないかというふうな考え方をもちまして、どのような具体的政策、方向を打出して行くかとい

うことについて、内部でなお相談いたしておる最中でありませう。

○大石委員 この委員会が私がたびたび申し上げております赤線区域に人頭制で遊興飲食税をかけるということは公娯制度を認めることである。また一方では婦人代議士が売春禁止法を出そうとしておる。この点御承知でござい

ますね。それから旅館組合の問題ですが、この旅館というものは、つまり私たちが宿泊するところではございませう。それであるの

に、遊興飲食税が課税されておる。これは非常に不当であると私は思つております。それからたとえて言うると、一品

五十円のものに對しては非課税になつてゐる。それなら私たちがさうした飲食店にものを食べに行つて、とにかく百五十円のものを食べてもまあ／＼と

にかく五十円というようにして非課税にしてしまつたらどうなる、こういうふうな税金というものは悪税である。これをどういふふうにしたらほんとう

によく税金がとれますか、あなたのお考えを聞かしていただきたい。

○奥野政府委員 私どもの考え方は先ほど申し上げたこととおわかりいただけたことと思つております。今の御趣旨をよく検討いたしましたので、できるだけ早い機会に結論を出しまして、お

氣持に沿うような方向に持つて行きたいと存じます。

○大石委員 今舞鶴から料理屋の人が参りましたが、その人はどういふことを言うておるか、芸者を呼んでさうしてそこで散財してもらうのはなほだ

よい、ところがその花代というものは払つても、代金は会社でも何でもただちに払つてくれない、結局自分たちが

血税でもつて補つておるような状態である、それに今日舞鶴の全部の料理屋は差押えを食つておつて今営業ができ

ないような状態で、きよう陳情に上りました、こういうふうなことで、ほん

とうは遊興飲食税というものでなしに、もつと国家に確実にとれるような課税方法、あなたはさういふことが専門

ですから、ございませう。それをもつと確実にございませう方法、それをちよつとあなたの私見を聞かして

いただきたいと思います。

○奥野政府委員 お話のように、奢侈的なところに対しては強く収入を上げて行くような努力をして行かなければならぬと思ひますが、何とい

まして、遊興飲食行為を的確に把握するといふことは、かなり困難でござ

いますので、根本的には特別徴収義務者に徴税に協力して行くという気持が生まれて来なければならぬと思ひ、そ

ういふことはやはりまた特別徴収義務者がお互ひに同じような歩調で、そ

ういふ方向に努力して行くことであ

りませう。自由競争を建前としておる以上は困難ではないかとい

ふに思つておるわけでありませう。税務行政で改めるべきところは改めな

が、特別徴収義務者、要するに料飲業者でありますけれども、これらの協力を強く求めて行けるような方向に努力して参りたいと思つております。

○大石委員 その努力はどういふふうに行つたらよろしいのでしょうか。努力とは抽象的である。どういふふうにしたらこの課税が一番よくとれるか。あなたは専門家でですから教えてちょう

だい。

○奥野政府委員 正直に申し上げまして、やはりある程度年月を経過しなければいたし方がないのじやないだらうかといふような気持を根本に持つてお

ります。今の遊興飲食税の状態だけを

目しまして、地方では遊興飲食税がう

まく行かないのだ、こういうふうな結

論を出すのは早過ぎる。しかしまた他

にいい方法を講ずれば今からたちち

に遊興飲食税の税務行政が軌道に乗る

といふふうな考えることもまた行き過

ぎではないだらうか、こういう気持を根

本に持つておるわけでありませう。た

びたび申し上げておるような経過から

いたしまして、遊興飲食税は今日なお軌

道に乗つていない、しかしながら現に

軌道に乗つてゐると私は考えており

まして、なお三三年を経過しなければならぬのかもしれませうけれども、

やはり公平な課税が一面において行

われ、他面において納税者がそれらを通

じまして、徴税に協力をしてくれら

ない態度がだん／＼強化されて来る、

同々相まぢまして軌道に乗つて行くの

ではないだろうかというふうに思つておるわけでありませう。

○大石委員 そうすると先日の全国の税務課長会議で、ダンス教習所に対する課税方法は、どういうふうな御研究なさいましたでしょうか、それをあつと御報告願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 原則として、やはりチケットを売ります場合に、一諸に入場税も徴収して行つてもらう。従つてまたチケットを府県が発行するわけでありまして、府県の発行するチケットをできる限り使わしたい、こういうふうな方向に持つて行くわけでありませう。ただおつしやいます問題は、ほんとうの教習所と、まがいの教習所と二つあるわけでありまして、その限りにありますようなものが、しばしば脱税的なことをやつておるのではないかと、いろいろに思つておるわけでありませう。

○大石委員 私がここでたび／＼申し上げるに、實際教習所といつてもそれはダンスホールになつております。そうしたダンスホールは脱税の方法として、名目を教習所にしてゐるのです。そういうところから税金をおとりになつたからいかがでしょうか。ここで再三再四申し上げてもあなた方は頑として応じられぬ。そうして旅館とか大衆食堂に非常に過重な遊興飲食税を課しておる。これは一体、あなた方はどういふふうなお考えでございませうか。現に教習所と言つておるの、實際は教習所でないのです。あれはダンスホールなんです。決して彼らは入場税を払つておりません。脱税しておる。なぜこれを処置なさいますせんか。

○奥野政府委員 お話のようになつては入場税を課するわけでありまして、府県も努力しているわけでございます。今後ともなおそのような性格もございまして、一層努力するように持つて行きたいと思つておるのでありますけれども、たま／＼京都ではいろいろ御意見があるようでありませうが、なおこれは注意して行きたいと思つております。

○中井委員長 どうでしょう、一応その辺で次にお進みくだされぬと、あなたはそのことばかりを繰返されておるわけですから……。

○大石委員 わかりました。

○中井委員長 それでは各位にお諮りいたします。従来は地方税法改正要綱により、その税目別に従つて質疑を進めて参りましたところ、いよいよ府県税に關する問題が最終の段階に参りましたから、今まで御質疑になりました以外の府県税全部につき、あらためてこれを質疑の議題として進めて参りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中井委員長 御異議なしと認め、さうに決定いたします。すなわち、改正案第四節道府県タバコ消費税、それから第六節自動車税、第七節鉱区税、第八節狩猟者税、第九節道府県法定外普通税、この順序で参りましょう。

まず第四節道府県タバコ消費税について御質疑をお始めください。

○門司委員 これは地方制度調査会の答申は百分の三十を大体わけたらどうか、こういう答申を出されておると思ひます。それがこの案によるといふんややこしい勘定をしていて、百十五分の幾らというやうな妙な勘定になつておりますが、これは地方制度調査会の答申案をどうしてとらなかつたのですか。大して私は違ひがないと思ひますが、そのとらなかつた理由をひとつ聞かせていただきます。

○鈴木(俊)政府委員 地方制度調査会の答申では、御指摘のように、タバコ消費税を道府県百分の十、市町村百分の二十ということになつておつたのであります。これは反面、入場税、遊興飲食税、両税を国税に移管するといふやうなものと見合つて、さういふ答申があつたわけでございます。今回遊興飲食税は地方税のままこれをすゝ置くと、さういふことになりましたことと若干関連をいたし、また總体の財政計画の上から考えまして、道府県、市町村合せますと、おおよそ百分の三十になりました調査会の答申に對しまして、百十五分の十五ということに、半分には達しませんが、大体さういふ形になつたのであります。百十五分の十五といふのは、税込みと申しますか、タバコの小売値段はかえないといふ考へ方からでありまして、現にたとへばピース四十円といふものの中には、地方に参ります分のタバコ消費税の分が含まれておる、こゝに計算上の便宜からさういふことをいたしたわけでありませう。

○門司委員 それから地方の財政調整をするといふことになると、この税金は従価税よりもむしろ従量税の方がよかつたのではないかと考えられるのです。これを従価税にしたという理由を伺ひたい。

○鈴木(俊)政府委員 これは従量税にいたしますとたとへば売上げ金額をタバコの本数で割つて一本について

幾ら、こういうことになるわけでございます。そうなりますと、若干分散の傾向になるわけでありませうが、やはりさういふ売上上げの總額を売上上げの数量で割つて出すということになりますと、専売公社の方におきまして、販売金額ははつきりいたしておりませうが、本数の点になりますと、むしろ計算も非常にめんどうになつて来る。もちろん計算をすればはつきりいたすわけでございますけれども、金額の方を基礎として経理をいたしておりませうか、どうしてもその辺の本数を出すといふことは、なか／＼めんどうになるという面もございまして、専売公社の方の徴税手続の方面から申しますならば、ぜひ従価主義にしてもらいたいという希望が非常に強かつたのであります。それから、反面地方税として、消費税といふ見地から申すならば、消費された金額それ自体を課税の標準にしてとるといふ方が、筋が合うわけでありませう。たださういふふうになつてしまつと、若干財源偏在といふ問題になるわけでありませうが、その關係は今回の財政計画において十億程度のことでございますが、それを見込んでおられますので、むしろ徴税の際にいろいろ紛糾を来さない、また消費税の本質に合うやうな形の従価主義をとつた方がよいといふことで、従価主義をとることにいたしましたのであります。

○門司委員 十億を見込んでおるといふのは何ですか。私は今初めて聞いたのですが、どこで十億見込んでおるのですか。

○鈴木(俊)政府委員 これは地方財政計画の中で、いわゆる超過団体の超過財源と申しますか、これを今回の地方財政計画では十五億見込んでおるのでございませうが、それは警察制度の改正でありますとか、各種の税の配分、要するに今回のこの地方税法の改正の結果、超過団体の財源がどういふふうになるか、また反面ベースアップによつて財政需要が増して参りますと、それだけ超過財源も少くなつて参るわけでありませうが、さういふものを、彼此計算をいたしました結果、本年の財政計画においては昨年比して十五億だけいわゆる超過団体の超過財源が増すといふ財政計画上の計算になつておるのであります。その中に、財政計画の一環として超過財源にどういふ影響を及ぼすかといふ場合に、タバコ消費税については十億の数字を入れて總体計算をしてゐる、こういうことでございませう。

○門司委員 そうしますと、よくわからないのですが、實際的に十億を突入れるといふわけじゃないのですか。財政計画上の問題であつて、結局事実上はどやうなるかわからぬ、こういうことに考へざるを得ないのでございませう。

○鈴木(俊)政府委員 超過団体の超過財源の中で、タバコ消費税をやつたために十億だけふえる、従つてもしそれをふやさないようにすれば、たとへば従量主義にいたしますと、その十億は超過団体以外のところにはばまされることがになりますから、それだけ地方交付税が減るわけでございますが、十億を超過財源として計算をいたしますと、地方交付税の方にその十億だけよけい出さなければならぬといふ計算になるのであります。さういふ意味で、国の財政当局との間にいろいろ折衝がござ

いましたが、結局十億は超過財源として見てよいことになって、従つてまた国税当局との間におきまして従価主義による、こういうことになつたわけでごさいます。これは地方財政の上から申せば、十億だけ従量主義によるよりもよいものつた、こういうことになるわけでごさいます。

○門司委員 今のお話ですが、十億ばかりよいもつたと言われるが、財政計画の上ではあるいはそういう意味になるかもしれない。しかし実際的にそうなりますか。これはもう少し検討する余地がこれからあると思うのだが、問題は財政計画の問題と、それから実際の税収入の面の関係です。今の政府の行方は、地方の財源をできるだけ均等化して行くことと、何でもかんでもむやみやたらに均等化しているが、われ／＼から見ると、均等化しなくてもいいようなものもある。国の仕事だけを国が見てやれば、あと市町村の固有の仕事というものについては、都市や市町村の財源に多少のばらつきがあつても、ある程度やむを得ないじやないかと考えるのだが、政府はややとすると地方の財源をならさなければならぬというようなことをむやみやたらに主張するが、この税目に限つてさつきのよきな答弁では実に納得しかねるのです。大政府の方針はどうなんですか。

○鈴木(後)政府委員 私どもも根本の考え方としては、何も好き好んで均等化と申しますか、均衡化をはかる必要はないと思つております。

〔委員長退席、佐藤(親)委員長代行着席〕

やはり地方団体でございますから、財

源は自主的にこれを与えて、そこにごほご出て来るのはむしろ当然だとも思ふのでありますが、これは全体の行政の運営をできるだけ妥協水準において、計画的な運営ができるように保障しなければならぬという今日の国家全体の要請から、そういう意味で、財源の足らぬところには調整的な財源を交付しなければならぬということになつてゐるわけでありまして、この点はよく御承知の通りのことであるわけでごさいます。タバコ消費税については、大体入場税等と比較いたしまして、偏在の度合いも二倍から、多くて三倍に達するのがあるかないかの程度でありまして、従つてこれは従価主義でやりまして、そういう均等化とい

いますか、均衡化という点から申しますと、その多くのアンバランスは出て来ないのであります。そういう意味で私どもは、それならばやはり地方税の本質にもどつて、従量主義よりも従価主義の方がいい、ことに従量主義にいたしますと、価格の改訂の際には、いつも一本について幾らという基準をきめ直さなければなりませんし、その辺のことでもいろいろ問題を起しますので、それよりもむしろびしつと百十五分の十五というにいたしておきますれば、そういう点に何ら紛争もなく、明確であるというふうに考えまして、今回こういうような措置をとつたわけでありまして。

○加藤(精)委員 そのタバコ消費税のことですが、各市町村、各府県の立場から見ますと、従量主義によりまして、この税額を正確に算定し直すまでには相当時間がかかつて、自分の団体の財政収入がどれくらいだか見当がつく

までには相当時間がかかり、補正予算の財源を見出したりしますのに、どうも理事者としてはめんどろだと思ふのでありまして、それを交付税等である程度調整してもらいながら、従価主義の方がいいような気がしますが、各地方団体の代表者の意見はどんなものでしょうか。

○奥野政府委員 御承知のように比較的都市的な地方団体につきましては従価税の場合の方が収入が多いわけでありまして、反面に農山村におきましては、比較的安いタバコを吸う傾向がありまして、そういう点においては収入が少いわけでありまして、そういう意味合いからいたしまして、全国市長会におきましては強く従価税を主張しております。全国町村会におきましては、これは正直に申しまして両論ございまして、従量税の方が多数でございます。

○佐藤(親)委員長代理 今鈴木次長は参議院の方に参りました。すぐに歸つて参りますが、その間に奥野税務部長に御質問になる方はありませんか。

○大矢委員 タバコ消費税について、ここで尋ねるのもどうかと思ひますが、今度の消費税が創設されるに際して、こういう税金をかけるために特別会計の公社としては、タバコだけは値上げをするというのを聞いておりますが、今度の値上げによつてどれくらいになるのか、タバコ以外は上げないのか、それから今後はどうかということについて伺いたい。

○奥野政府委員 御承知のようにタバコを五円値上げする法律案が国会に提出されております。しかしこれは地方税としてタバコ消費税を設けるということとは、まったく別な見地から行わ

れておる問題でございます。その収入見込額は、たしか四十五億前後でなかつたかというふうに思つております。今後におきましても、タバコ消費税が生れまして結果、国から交付すべき地方交付税等の額が、それだけ少くなつて参つたわけでありまして、別段このために国庫の歳入が特別に減収を来すというわけではないのであります。

○大矢委員 結局これは住民の間接負担になつて来るわけですね。結局これに上げいとられるから、公社の方では足りないから上げる、この結果今度五円上げたというのではないでしようか。けれども、これだけやはり減収になるが、今後ともまた値上げするおそれがあるかどうか。

○奥野政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたようにタバコ消費税がございせんければ、それだけの額が専売公社から専売益金として国庫の歳入に納められるものと思ひます。この専売益金が基礎になりまして、従来地方財政平衡交付金等が交付されておつたわけでございます。しかし今回の措置によりまして、専売公社からの専売益金がタバコ消費税の額だけ少くなりまして、反面これを財源にして、国から交付されます地方財政平衡交付金の額がそれだけ少くして済まされる、こういうことになつて来るわけでありまして。

○佐藤(親)委員長代理 第四節の点に御質問があれば、第六節に入つてよろしくございませうか。——第六節の自動車税について御質問を続行いたします。

○床次委員 自動車税の問題について一点お尋ねしたいのでありますが、従来本法におきましては、トラックにつ

いては重量、形式を中心として種別を書いてありますが、バスに關しましては定員をもつて区分をいたしておるのではありません。しかしこの乗車定員の区分というものが、はたして実情に合ふかどうかという点については相当議論があるのであります。往々にして貧乏なところと申しますか、設備の悪いところではむしろ定員をふやして無理に乗せておる。ところが余裕のありますところは、定員はむしろ減らして優良なるバスを使つておるといふ結果になつておるのではないかと申すので、定員だけでバスを区切ることは、非常に負担の公平を欠くおそれが實際の上においてはあるのではないかと申すのであります。この点に對して意見を

お聞きしたいと思ひます。それからまた従来の定員の区分の仕方が実情に合ふないという批判も聞いておりますが、この点に關して御意見がございせんば、これも承りたいと思ひます。なおバス、トラックにつきましては問題となるのは、自家用のバス、これが課税の対象として相当漏れてゐるということが指摘されてゐるのであります。この点にかよつて考えておられますか。伺いたいと思ひます。政府の出されました資料等によりまして、どうもこの点が明瞭でないものであります。計数的に見ましてこれは相当漏らされておるのではないかと。これはトラック、バスの問題、両方とも十分この計数に入つておるかどうか、これをまたどう扱うかということについて意見を伺いたい。

○奥野政府委員 第一点はトラックは重量で定める、バスは乗車定員で定めていることが必ずしも正確に行かない

のではないだろうか、こういうことのようにありますが、御承知のように道路運送車両法に基きまして、自動車は登録をする義務があるわけでありまして、その登録の際におきましてはトラックにつきましては重量を、バスにつきましては乗車定員を登録しなければならぬということになっております。これに基いておきますので、大体正確に行つておるのではないだろうかというふうに見ております。

第二点といたしまして、それらの定員や重量が実情に合わないのではないかと、こういう御意見でございます。それはおそれる従来地方税法に基いておきます標準税率、これをどのような規格のトラックやバスに当てはめるかという点につきまして、重量の軽過ぎるトラック、定員の少な過ぎるバスについて、税法に基いて標準税率がそのまゝ適用になつてゐる。しかしながら現在一般化してゐるトラックやバスの重量なり定員は、もつと大型のものなのだ、こういう趣旨でなからうかと思ひます。この点につきましては今回の改正法におきましては、この標準税率の適用されずトラックやバスの重量なり定員を、あわせて記載せられておきますので、批判されております問題は解決されて行くことになつてゐるのではないかと思ひます。

第三に自家用車が課税から漏れてゐるのではないかと、こういう御質問のようでございますけれども、御承知のやうに自動車につきましては車体検査を受けなければ使用することができませんので、自然また登録も厳格に行われてゐるのじやないかと、登録が行われてゐる以上は、課税も正確に捕捉さ

れてゐるのではないかと、こういうふう考へております。

○北山委員 自動車税につきましてお伺ひしたいのですが、この要綱のやうに道路運送車両法の一部を改正して、自動車税完納証明書を呈示しない以上は、陸運局長は車体検査をしないものとする。これは私ははなはだしく不当なる規定じやなからうかと思ひます。税金を納めなければ車体検査の証明書をださぬ、検査をしないというやうなことは、車体検査ということと、税金を納めるということとはこれは別個の問題でありますからして、それを一緒にして、そうして税金を確実に納入させるために、車体検査を条件にして、その道具に使うというやうなことは、これは個人間の商売ではこういうこともよくあるかもしれませんが、少くとも国家の仕事として、このような意地の悪いやうな規定をやるべきではないのじやないか。はなはだしく不当な規定であると私は考へるのでございしますが、どうしてこういう規定を置いたか。何でもアメリカではこういうことがあるやうでございしますが、しかしアメリカのやることは、決していふことばかりでないというところは、いろいろな事例があるわけございまして、こういう悪いことはまねをしないやうにしていただきたい。どうしてこういう規定を設けたのか承りたいのであります。

○奥野政府委員 実は昔はこのやうな制度をとつておつたのであります。その後これらの車体検査等の行政が、あるいは内務省解体の前後に、運輸省へ行つた結果、連絡がつかなくなつたのかどうか知りませんが、とにかく終

戦後この関係が兼ね合いになつたわけでありまして。今回やはり昔のやうに両方の行政をできる限り連絡し合いながら、相互にその行政の趣旨を全うして行きたい、こういう考えからこの規定を加へた、こういうことであります。御意見のやうに車体検査の行政と税務行政とはまったく別個ではないか、相関連させることは不当であるという御意見もあると思ひます。しかしまた両方結びつき合いながら、できるだけ税率の引上げも低く抑えられれば、それも適当じやなからうかというやうな考え方もございまして、全体として五割程度を引上げる。しかしそれらの規定を入れますことによつて、徴税の成績も上つて来るだろう、そういうやうなことから、これらの関係におきまして、三億五千万円程度の増収を望む見込みだわけでございます。また徴収税等につきましては、すでにこのやうな関係規定を鑑査法等に挿入いたしております。

○北山委員 どうも私は納得が行かないのですが、車体検査というものを確実にやらせるといふならば、これはそれの方でやるべきものである。自動車税を納めさせるための措置というものは、別個の措置をやるべきものでございまして、このやうなことを条件にして両方をつなぎ合せるということとは、國の方の側から見れば都合がよいかもしれせんけれども、こういうことによつて自動車税を納める人たちの受ける印象というものは非常に悪いのではないかと思ひます。税というものはやはり一つの國家なり、あるいは地方団体ややるサービス、それからそれに對する住民の納税義務というものが、

根本におきましては一つのモラルといひますか、そこに道義的な関係の上に立つて行かなければ、民主政治というものも成り立たない。單に規定の技術によつて税金のとりいようにより、何でも都合のいいやうにするという考え方は、また一方から見れば、それをのがれようとすることを奨励することに

なるわけございまして、国自身がこういうやうな立法をするということ、税の基本的なモラルをぶちこわしてしまふんだということを、われわれは非常におそれるものでございします。従つてこの前申し上げたやうに、入場税等におきまして、いわゆる経費課税であるとか、あるいは保全担保の規定であるとか、そういうやうな規定は徴税となるほど便宜ではあるかもしれないけれども、そういう手段は絶対にとるべきものでない。やはり基本におきましては、納税者の善意というものの、あるいはその自覺した意思によつてやらせるといふ方向に、税務行政というものが行くやうに運用されて行かなければならぬという、この点が非常に大事であると思ひます。従つてどうもただいまの説明では十分納得が行かないのですが、これらの点につきましては、議論になりますから、また別な機会に小委員会等で、ひとつよくお考えをお聞きしたいのであります。

またその他の点につきまして、税率でございますが、今度は揮発油を燃料としないものについては、十割というやうな大幅に税率を上げておるわけでございます。これは揮発油税との関連があつて、こういうやうな、たとえばバスについては揮発油を燃料とするもの以外のもは、現行二万五千円を年額五

万円にしておるといふやうな大幅な値上げをしておるわけでありまして、それは当然揮発油税との関連において、十分な計算的な基礎を持つておいでにならうと思ひますが、それをひとつお示しが願ひたいのであります。

○奥野政府委員 普通自動車は車体の大きさなどによつて、揮発油の使用量が違ふわけでありまして、大體それらの消費いたします揮発油の量から換算して参りますと、年間に揮発油税だけで十万円から十五万円くらい納めておる計算になります。ところがディーゼル車等につきましては、これらの揮発油税は全然納めていないわけでありまして。しかも揮発油税につきまして今回二割程度の増税案が出されておるわけでございますので、十万円ないし十五万円がさらに二割程度ふえたところで、軽油を使つておる車よりも揮発油車の方がよけい税金を負担してゐるといふ姿になつておるわけであり

ます。

○佐藤親委員 長代理 自動車の関係について、他に御質疑はございせんか。

○門司委員 さつき北山君から聞いた附則の四十一にある問題ですが、これは附則の四十一にはこういうふう書いてありますが、さつきの奥野君の答弁では、これは今までやつておつたことで、内務省がなくなつた前後に運輸省にまわつた関係からして忘れられておつたのだらうということだつたのですけれども、しかし忘れられておつたにしても、悪いものなら忘れられておつていい。悪いものを何とも思ひ出してやる必要はないのであつて、その限りにおいては答弁が納得しがたい。だから

悪いと考えておるか、いいと考えておるかという点であつて、さつき北山君が聞いたのもその点だと思ふ。大体けしからぬじやないですか。悪いという趣旨の上に立つておるものを、忘れられておつたから思い出してここに書いたという様な答弁では承服できないのですが、一体当局はどう考えておるのか。税の滞納については、ほかにちやんと措置があるのだ。滞納についてはちやんと税の督促もできるし、あるいは延滞金をとることもできるし、差押えもできれば競売もできるという事はちやんと税法に書いてある。税法以外の罰則にひとしいようなものを、どうして税法の中で認めるかという事です。私はどうしても税法から除外すべきだと思ふ。その理論をひとつはつきり聞かしておいてもらいたい。忘れておつたものを拾つて来たという様なことではわれ／＼納得できません。

○奥野政府委員 お説まことにござつともでございます。ただ私がそういうことを答へましたのは、北山さんからアメリカ式のものをやるのではないかと、こういうふうな御質問にもそれたものでありますので、実は日本でも昔はやつておつたものだ、かような意味で申し上げたのであります。これはまさしく意見はいろいろあるかと思ふのであります。ただ一番御心配になつておられますのは、車体検査はどうしても受けなければならぬが、税金が払えない場合があるのではないかと、こういうのを一つ落されておる点があるかと思ふかと思ふのであります。この点につきましては、今御指摘になつた条文をお読みいただきますと、災害その他特別

の事由がある場合には滞納しておつても車体検査は受けられるのだという姿にいたしておるわけでありまして、一体どういう考えを持つておるのかという事をおつしやいますと、私たちはむしろ車体検査をするときに、同時に税金も特別徴収をする。陸運局長に自動車税の徴収義務を負わせたのであります。ところがこの点につきましては運輸省と話し合ひがつきませんで、まあ中間的なやり方をする事になつておるわけでありまして、もちろん車体検査を受けたときには必ず税金を徴収しなければならぬわけじやないであります。特別な事由がありまして場合には、今回と同じような措置が行われていいと思ふのであります。ある意味においては、納税者にとりまして両方の行政が一緒に行われた方が都合がいいという考え方も立とうかと思ふのであります。しかしこれらにつきましては、一応現在のところそのような考え方で進んで行きたいというふうに思つておられます。

○門司委員 そんな言い訳が立ちますか。自動車の検査というものは毎年するのではないのだ。あるいはその簡単でできる問題でもないのだ。私の聞いておるのは、やはり税金は税金としてこれはとるべきだということであつて、税金として処置すべきであるということなんです。今のような考え方ならば、これを免許税なら免許税に改めればそれでいいのだ。免許税に改めれば、免許を受けるときには必ず税金を納めなければならぬ。免許税に改めれば別ですよ。改めない限りにおいては、税金は税金として処置すべきであります。今の奥野君の意見なら、これは免許税に改めた方がいい。免許するとき一年分の税金をとるようによれば、これは免許料であるから、いやがもうでも車体検査を受けるときには納めなければならぬ。しかも税金である以上は、税金は前に言つたやうに罰則がついていて、税金は税金として処置すべきであつて、こういうところはひつかけて無理に税金をとることは、邪道だと思ふ。奥野君の意見ならこの際はつきり聞いておきたいと思ふのは、それならこれを免許税にするやうなお考えがあるかどうか。それなら附則の四十一で大体りくつが合うと思ふのです。

○奥野政府委員 私は道路運送車両法にそういう規定が入つたことによりまして、免許税とは一体何を言うのかという議論になるだらうと思ひますが、やはり免許税的な性格を持つて来ている、こういうやうな考え方を保持しているわけでありまして。特許者税につきましては、実は地方税法の中においては免許税とは書いていないのであります。が、特許免許を与へますときに、同時に特許者税を証紙によつて納付させるやうな形をとつておるわけでありまして、普通税と免許税との中間的なものに、今回の改正によつて自動車税はなつて行くのではないかと。自動車を使用することは、自動車税を納めない限りと同じやうに、車体検査を受けない場合と同一やうにできなくなるのではないかと、こういう性格になつて来たのじやないかと思ひます。

○北山委員 私がこれを問題にするのは、たとへばこの考え方をそのほかの類推して行くと、たとへば住民税を納めないから、子供を学校に入れるのはとめてしまふ、こういう考え方になつてしまふのです。車体検査をするという事は、単にその自動車の所有者に対して利益を与えて、検査してやるのだというのではなくて、これは交通安全上の一般行政だと思ふ。だからやはりそれはそれとして別個の立場から検査すべきであつて、ちやうど義務教育が別個の立場からやるのと同じなんです。それと税の納入というものを結びつけるという事が、觀念上周達の容易さを追うあまり、行政の道具でなくとも、何かそこに民主的な原則というものを破つておる。これは非常に残念だと思ふのです。これをどう／＼濫用されて行くと、先ほど言つたやうなことになるのです。ですからやはりその原則というものは大事にして行かなければならぬのじやないか。従つて事は小さいかもしれないが、問題の性質としてはよくないことである、かように考えるわけなんです。もう一ぺんひとつ御意見を伺つておきたいのです。

○奥野政府委員 北山さんのおつしやいまして、これをいろいろな税金にあまり広げ過ぎますと、税という性格を逸脱すると思つております。ただ門司さんがおつしやいましたやうに、自動車税につきましてこのやうな改正を加へることによつて、若干免許税的な性格が出て来ていると思つております。先ほど北山さんも御指摘になりましたやうに、アメリカでは御承知のやうに、検査をするときに同時に税を納める、税を納めなければ自動車を使用することができない、こういうやうな姿において運営されておるわけでありまして、自動車税につきましては、若干そういう姿を持たしてもいいのではないだらうか。もちろんどの範囲にとどめるかということにつきましては、よく慎重に考へて参らなければならぬという事は、われ／＼もそういうつもりでおるわけでありまして、そういう態度で當つて参りたいと思つております。

○佐藤(親)委員長代理 自動車税の点については、この程度にとどめてよろしゅうございますか。――よろしければ第七節の徴収税について御質問を続行していただきます。

○門司委員 これは徴収の問題ですが、こゝではちやうど自治庁に聞いてはあるいはわからぬかもしれませんが、これは非常にめんどろな問題が実はあつて、徴収税については特に市町村で考へてもらいたいと思ふのだが、実例をあげれば、現在長崎県の佐世保市におる駐留軍のキャンプの中にある水銀の徴収の問題です。今から約十年くらい前に願ひ出した人がある。それについても許可をしておらない。それからそのあと四、五年たつてまた出願した人がある。これにも許可を与えていない。最近になつてまた三度目に出願した人がある。ところがどれを先願にするか、どれを許可していいかわからないから、結局許可をしないということになつて、うやむやになつておる。これは徴収税として地方税をとらうとすれば、そういうものの整理について、私はどこかの機会で聞きたかつたのだが、これは自治庁としての関係じやないと思ひます。自治庁は設定されたものについて税金をかければいいのかであつて、そういう許可、認可の権

限はないと思います。ただ自治庁に關係のあるのは……。

〔佐藤親〕委員長代理退席、委員長着席

当該市町村なりあるいは知事なりが通産省に、これは許可すべきだとか、すべきでないとかいうことを、上書きを書いて出すことになつておる。そういうものについて、自治庁として何か促進されるような方法はないのですか。これはもう少し具体的に言いますと、一番最初出たものに対しては長崎県知事が、ここは不適当と認めて、掘つてはいけないという上箋をつけておる。それがそのままになつて十年もおかれておる。そのあとの人の出したのも、やはりそういう上箋がついておる。三番目に出したもののについては、当該区域を今使つておる駐留軍では掘つてもいいという同意を与えておる。だから一番最後に出したのが同意書を持つておることになるのだが、前のものがずつと処理していかないものだから、結局その処理のしようがないというところで、みんなすくんでおつて、鉱区の設定ができずにおる。そういうものについて町村長その他に対して請願があつた場合には、やはり無責任にいつまでもはつておかないで、当該市町村長なり知事なりは、何とかこれを早く処理するような方法はできないもので

的に申し出るような場合には、やはり知事としましては先願、後願の關係もございまして、はたして先願の際に意見を求められておつたかどうかというふうなこともあるかと思ひますので、その辺よく事情を調査いたさなければ、はつきりしたことは申し上げられないと思ひますが、具体的な事件について御指摘を願へば、長崎県の方に照会をいたして、事実を明らかにいたしたいと思ひます。

○佐藤（親）委員長 今委員長席にかわつておつたので、自分でそこで聞くのはどうかと思つて、聞かずに、今になつて聞くわけでございますが、自動車税の關係について一言だけお聞きしたい。というのは、自家用の自動車あるいは自家用のトラックが一週間なら一週間、仮ナンバーを使つてやることはよろしいが、それを仮ナンバーの名前をもつて、非常に長い間税金を納めな

いで使つておるといふ向きがあるのではありません。そういう場合における処置方法はいかにしたらよろしいか、どういふ方法を持つておりますか、その一点だけ……。

○奥野政府委員 法律上は登録されているかいないかということで、課税の範圍がきまるわけではございません。従つて課税しようと思へば課税はできるわけでありまして、従つて仮運転と言ひまじょうか、そういう場合に、まだ所有者がだれになるか、将来にわたつて所有し続けに行くかどうかという点とも明確でございせんので、おつしやいますように正式の登録を経ましてから、課税をするという手続をとつております。御指摘のような場合は、実

際問題としてはなかくわからないので、そのまま見のがされてゐるのだらうと思ひます。もし御指摘のような事情が多いようでしたら、仮免許のものでありましても、その仮免許の期間が非常に長いものがあるから、それらをよく注意をして課税するように、こういうような指導をして参らなければなら

ないと思ひます。

○中井委員長 それでは進みまして、第八節狩猟者税に入つてよろしゅうござい

ますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中井委員長 それでは第八節狩猟者税に進みます。

○床次委員 この税金は実は前回の国会におきまして、狩猟を業とする者千八百円、その他三千六百円という二段にわけられたのでありますが、今回再び旧のごとく二千四百円一本になつたのであります。これは国会におきましては、狩猟を業とする者は大体担税力も少し、また害獣等の繁殖を防止する意味におきまして、業者に対しては軽減する方が適當でないかという趣旨によつて行われたと思ひますが、

実施後わずかにしてこれを再び元のごとく返そうというのにはいろいろ理由があつたと思ひますが、どういふ理由があつたか伺ひたいのであります。

○奥野政府委員 ただいまの御意見もつともだと思ひますが、先

日も実は門司さんから指摘されたのであります。その際にもお答え申し上げたのであります。現実にはこの前の改正法に基きまして運営して参りましたところ、業者と業者としない者との範圍が明確でございせん

で、非常な混乱が起きたわけでございます。その結果、狩猟者団体との話合いで、狩猟者団体が業者の平均価格で全部引受ける。おそらく会員からそれぞれ平均価格で税をその団体が徴収して納めたのではないかと思ひますが、そういう無理なやり方をしたところも、あるいはその他狩猟関係の団体から、一本化してもらいたいという要望を非常に強く申し出て来たわけでございます。その場合におきましても私たちがいたしましては、国会修正後まだ一年もたたないのだから、その趣旨に反するような改正をすべきではないと考へておつたのでありますけれども、なおそういうような意見が強くなりまして、一方、国会議員の方々の間におきましても、相当多数の方々が一本化すべきではないかという意見が強く申して出て来られたわけでございます。かたが、狩猟者税を免許税だと観念いたしますならば、一本の税率でよろしいわけでございますし、そういう考へ方も立つわけでありまして、あえてこのような改正案を立案いたしましたわけでありまして、

○床次委員 これに關しましては、従来一本になりました前の税法におきましては、やはり業者とする者その他の者があつて、その区分につきましては、相当所得額、納税額等を考慮いたしまして適當にやつておつたのではないかと。そういう含みがありました実

は改正したのであります。実施当局があまりにも業とする者の認定の範圍を厳格にするところもあり、また實際の狩猟業者とスポーツとして狩猟をや

る者の間に意見の相違があつた、私どもかように解しておるのであります。本来から申しますならば、やはり適當な段階をつける方がよいのではないかとまあ一案といたしましては、たとえば住民税等の平均を見まして、担税力のある者となき者の間に差をつけるというふうな方法がとり得たのではないかと。今後そういうことも考慮いたしたいと思ひますが、そういう業者とする者という區別でなしに、担税力であるという点も可能だと思ひますが、これに對しまして御意見を承りたいと思ひます。

○奥野政府委員 お話のように所得税を幾ら納めてゐるかということによつて段階をつけておつた時代もございました。狩猟というものがものによりましては非常に奢侈度の高い遊びだといふことが言えるかと思ひます。そういう点を考へて参りますならば、所得段階において區別をいたしますことが適當だろ

うと思ひます。しかし半面また狩猟者税というものを免許税である、どこで免許を受けようとするかという性格を強く考へて参りますと、一本の税率が適當だといふ考へ方も妥當かと思ひます。ただ現在のところでは、まだ戦前のような狩猟の域に回復しておらないと、税率に差等を設けて参りますことは、この行政の運営あるいは狩猟者団体の内部の問題におきまして困る点が起きて来るのではないかというふうにお考へておられます。もちろん奢侈度を加えるというところは非常にけつこうな

お考へだと思ひますが、ただ時期といひましては、なお当分一本化された

で、非常な混乱が起きたわけでございます。その結果、狩猟者団体との話合いで、狩猟者団体が業者の平均価格で全部引受ける。おそらく会員からそれぞれ平均価格で税をその団体が徴収して納めたのではないかと思ひますが、そういう無理なやり方をしたところも、あるいはその他狩猟関係の団体から、一本化してもらいたいという要望を非常に強く申し出て来たわけでございます。その場合におきましても私たちがいたしましては、国会修正後まだ一年もたたないのだから、その趣旨に反するような改正をすべきではないと考へておつたのでありますけれども、なおそういうような意見が強くなりまして、一方、国会議員の方々の間におきましても、相当多数の方々が一本化すべきではないかという意見が強く申して出て来られたわけでございます。かたが、狩猟者税を免許税だと観念いたしますならば、一本の税率でよろしいわけでございますし、そういう考へ方も立つわけでありまして、あえてこのような改正案を立案いたしましたわけでありまして、

○床次委員 これに關しましては、従来一本になりました前の税法におきましては、やはり業者とする者その他の者があつて、その区分につきましては、相当所得額、納税額等を考慮いたしまして適當にやつておつたのではないかと。そういう含みがありました実

は改正したのであります。実施当局があまりにも業とする者の認定の範圍を厳格にするところもあり、また實際の狩猟業者とスポーツとして狩猟をや

る者の間に意見の相違があつた、私どもかように解しておるのであります。本来から申しますならば、やはり適當な段階をつける方がよいのではないかとまあ一案といたしましては、たとえば住民税等の平均を見まして、担税力のある者となき者の間に差をつけるというふうな方法がとり得たのではないかと。今後そういうことも考慮いたしたいと思ひますが、そういう業者とする者という區別でなしに、担税力であるという点も可能だと思ひますが、これに對しまして御意見を承りたいと思ひます。

○奥野政府委員 お話のように所得税を幾ら納めてゐるかということによつて段階をつけておつた時代もございました。狩猟というものがものによりましては非常に奢侈度の高い遊びだといふことが言えるかと思ひます。そういう点を考へて参りますならば、所得段階において區別をいたしますことが適當だろ

うと思ひます。しかし半面また狩猟者税というものを免許税である、どこで免許を受けようとするかという性格を強く考へて参りますと、一本の税率が適當だといふ考へ方も妥當かと思ひます。ただ現在のところでは、まだ戦前のような狩猟の域に回復しておらないと、税率に差等を設けて参りますことは、この行政の運営あるいは狩猟者団体の内部の問題におきまして困る点が起きて来るのではないかというふうにお考へておられます。もちろん奢侈度を加えるというところは非常にけつこうな

お考へだと思ひますが、ただ時期といひましては、なお当分一本化された

で、非常な混乱が起きたわけでございます。その結果、狩猟者団体との話合いで、狩猟者団体が業者の平均価格で全部引受ける。おそらく会員からそれぞれ平均価格で税をその団体が徴収して納めたのではないかと思ひますが、そういう無理なやり方をしたところも、あるいはその他狩猟関係の団体から、一本化してもらいたいという要望を非常に強く申し出て来たわけでございます。その場合におきましても私たちがいたしましては、国会修正後まだ一年もたたないのだから、その趣旨に反するような改正をすべきではないと考へておつたのでありますけれども、なおそういうような意見が強くなりまして、一方、国会議員の方々の間におきましても、相当多数の方々が一本化すべきではないかという意見が強く申して出て来られたわけでございます。かたが、狩猟者税を免許税だと観念いたしますならば、一本の税率でよろしいわけでございますし、そういう考へ方も立つわけでありまして、あえてこのような改正案を立案いたしましたわけでありまして、

○床次委員 これに關しましては、従来一本になりました前の税法におきましては、やはり業者とする者その他の者があつて、その区分につきましては、相当所得額、納税額等を考慮いたしまして適當にやつておつたのではないかと。そういう含みがありました実

は改正したのであります。実施当局があまりにも業とする者の認定の範圍を厳格にするところもあり、また實際の狩猟業者とスポーツとして狩猟をや

る者の間に意見の相違があつた、私どもかように解しておるのであります。本来から申しますならば、やはり適當な段階をつける方がよいのではないかとまあ一案といたしましては、たとえば住民税等の平均を見まして、担税力のある者となき者の間に差をつけるというふうな方法がとり得たのではないかと。今後そういうことも考慮いたしたいと思ひますが、そういう業者とする者という區別でなしに、担税力であるという点も可能だと思ひますが、これに對しまして御意見を承りたいと思ひます。

○奥野政府委員 お話のように所得税を幾ら納めてゐるかということによつて段階をつけておつた時代もございました。狩猟というものがものによりましては非常に奢侈度の高い遊びだといふことが言えるかと思ひます。そういう点を考へて参りますならば、所得段階において區別をいたしますことが適當だろ

うと思ひます。しかし半面また狩猟者税というものを免許税である、どこで免許を受けようとするかという性格を強く考へて参りますと、一本の税率が適當だといふ考へ方も妥當かと思ひます。ただ現在のところでは、まだ戦前のような狩猟の域に回復しておらないと、税率に差等を設けて参りますことは、この行政の運営あるいは狩猟者団体の内部の問題におきまして困る点が起きて来るのではないかというふうにお考へておられます。もちろん奢侈度を加えるというところは非常にけつこうな

お考へだと思ひますが、ただ時期といひましては、なお当分一本化された

で、非常な混乱が起きたわけでございます。その結果、狩猟者団体との話合いで、狩猟者団体が業者の平均価格で全部引受ける。おそらく会員からそれぞれ平均価格で税をその団体が徴収して納めたのではないかと思ひますが、そういう無理なやり方をしたところも、あるいはその他狩猟関係の団体から、一本化してもらいたいという要望を非常に強く申し出て来たわけでございます。その場合におきましても私たちがいたしましては、国会修正後まだ一年もたたないのだから、その趣旨に反するような改正をすべきではないと考へておつたのでありますけれども、なおそういうような意見が強くなりまして、一方、国会議員の方々の間におきましても、相当多数の方々が一本化すべきではないかという意見が強く申して出て来られたわけでございます。かたが、狩猟者税を免許税だと観念いたしますならば、一本の税率でよろしいわけでございますし、そういう考へ方も立つわけでありまして、あえてこのような改正案を立案いたしましたわけでありまして、

税率の方が、総体的に考えた場合には適當ではなからうかと考えております。

○門司委員 今の御答弁ですが、狩猟といふものの目的は、ただ単にスポーツであるとか、ぜいたくであるとか、業とする者とかいふこと以外に、もう一つ害鳥獣除けという立場がある。これはたとえこの辺で言えは山梨県あたりはほとんどそうだと思いますが、百姓が一年鉄砲を撃たずにおいてごらんない、いのししやくまがふえて畑を荒らされて困つてしまふ。だから鉄砲を撃つという行為は、一面においては害鳥獣除けという立場があることも考えてやらなければならぬ。従つて農村の一つのそうしたやむを得ざる事態のもとに撃つてゐる鉄砲といふものがないわけじゃない。そういう面を考へて行けば、税額を一つにする、確定額にするといふことは誤りだと思ふ。私の言ふことが間違つておると思つたら山梨県へ行つて聞いてもらつてもいいと思ふのだが、三千六百円に上げたときに、鉄砲を撃たすことが困難だといふので、山梨県では害鳥獣除費といふことで多少税額を下げたようなことがある。そういうことでもしなければ、百姓がみんな鉄砲を撃たなくなると困るというわけでありませう。だからそういう面を十分勘案して税額をきめるべきであつて、確定税額であつてはならないといふことは正しいと思ふ。どうも自治庁は金持ちから少し要求されてこつてゐることをきめたらしいが、金持ちの者は三千六百円が二千四百円になれば千二百円助かるし、貧乏人の方は六百円よけ納めるということになつて来るが、これはあまりいい考へ方ではないと思ふ。これはどうなんですか。

○鈴木(俊)政府委員 いろいろ御意見を拝聴いたしましたので、今後十分研究して参りたいと思ひます。

○中井委員長 それでは次に進みます。都道府県法定外独立税についての質疑の御進行を願ひます。

○門司委員 これは質問する前に、法定外独立税はどのくらいありますか、これを調べたものを資料として出してくれませんか。その税額と、府県でどういふものがあるか、府県別にわけてもらつてもつけようであります。資料の中にはつきりしておればそれでいいのであります。

○奥野政府委員 地方税に関する参考提出資料の厚いもの百三十六ページ以下にこまかく記載しております。

○門司委員 この法定外独立税の許可の問題ですが、自治庁はどういうところの基準を置いておられますか。たとえば基準財政需要額と基準財政収入額といふものが考慮されておられるか。あるいは地方の特殊産業といふものが特に考慮されておられるか。これは青森県のりんご税を許可しなかつた例がありますので、一応その基準を聞いておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 道府県法定外普通税に例をとりますと、第二百六十一条に原則として法定外普通税の申請がある場合には、こつてゐる事例に該当する場合だけは許可する、しなかくてもよろしい、こつてゐる態度をとつておるわけでありませうので、あまりやかましいことを言わないで許可して参りたい。ただここにも書いてありますように、

物の流通に重大なる障害を与えるとか、あるいは他の税金と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となる、こつてゐる場合には許可をしないといふ考へ方をとつておるわけでありませう。

○門司委員 問題は住民の負担の關係ですが、私は青森県のりんご税を許可しなかつたときは、住民の著しい負担があるといふことでもなかつたかと、今記憶しておるのです。これと地方自治体と特殊産業との関連性ですが、地方の自治体におきましては、やはり特殊産業といふものについては、ある程度考慮して来ておるといふことがよく考へられる。これが考慮しておるから、片方に税金をかけては困るという意見も出て来るのです。ところが實際上の問題としては、やはり地方の公共団体がそれに応分の負担をかける。地方の業者が相當の収益をあげておるといふことがあれば、私はそのものに独立税といふものを十分考へてやるべきではないかといふように、実は考へられるのであります。その点についての御見解がもしありましたらばお聞かせ願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 わが国のりんご引取税についての法定外普通税は、御承知のように特産品に課税する、独占的な物の流通に對して課税するといふものではないので、こつてゐる各府県がそれ／＼独占的な産物に課税をし始めて流通を阻害するといふやうないろいろの關係のものも起きて来はせぬだらうかといふやうな懸念もありませうので、非常にもめたわけでありませう。しかし一定の期限を付して許可したのであります。そのやうな経過からいたしまして、青森県議會でも非常にもめたわけでありまして、自発的にあつた許可を申請して来ないといふことになつて参つておるわけでありませう。ただこの法定外普通税について、原則的にこつてゐる考へを持つたかといふことを聞かれましたならば、率直に申し上げます、私たちは、できるなら、県も市町村もかなり重要な税目を持つておるのだから、それらの標準税率超過課税に求めるときではないだらうか、標準税率超過課税に求めることがいろいろ／＼な事由で特に困難である、そういう場合には法定外普通税を設けてもいたし方がないしやないだらうかといふやうな考へ方を持つております。

○門司委員 そうすると平衡交付金といふんですか、今度は交付税になるかしらなうが、それとの関連性はどうか、法定外の独立税が結局基準財政収入額に勘定されるようになりますか、これははずされませうか。

○奥野政府委員 法定外普通税も標準税率超過課税の分も、どちらも基準財政収入額には算入いたしません。

○床次委員 今度の政府の案によりまして、入場税が国税に移管されますが、第三種の入場税といふものが法定外普通税に残ることになります。しかるも従来この第三種のものが入場税として取扱われたといふことに關しましては、業者の負担の均衡その他いろいろ／＼相當の理由があつたのだらうと思ひます。一例をとりますならば、たとえばパチンコ屋のごときものを見ましても、拒絶力は非常にあります。これから徴税してもいいだらう、ただこの徴収が公平でなければならぬといふことが強く考

えられるのであります。これが法定外普通税になりますと、相當各府県の事情によつて左右されて、業者間の不均衡も出て来るのではないかと、同時にこれが納税成績にも悪い影響を与えて来ると思ふのであります。入場税の一種、二種が国税に移管しただけでもつて、三種をそのまま法定外普通税にしておくといいことは、税制上から申しまして非常に悪いことではないだらうかといふことは、やはり否めな

い、業者自体に對しましても營業を確保する意味から申しますと、非常な脅威を感ずるといふことを聞いておるのではありません。この点に關しまして第三種の問題については、大体いかに法定外普通税を考へられるかどうか、それがなくなつていゝものかといふことには對しまして、政府の所信を伺いた

いと思ひます。當然各府県はかかるものは有力な財源として、法定外普通税を課するだらうと私は思ふのであります。その場合に生ずる弊害等を考慮して参りますと、いろいろの問題があら

ります。政府のそれに対する所信を伺ひたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 パチンコ屋とかゴルフ場あるいはダンスホールといつたやうなところのいわゆる第三種の入場税につきましては、今回国税の方で徴収する規定を設けておられますので、法定外普通税といふことになるわけでございますが、法定外普通税として、これは都道府県の中でとりたて、またどうしてもとらなければならぬといふところだけが、これは法定外普通税でございますからとらなければならないわけでございます。その場合において甲の県と乙の県において、若

干税率等についても違つて来るということも考えられるわけであります。これはやはり法定外普通税ということになりますならば、先ほど税務部長からも説明いたしましたように、地方交付税の基準財政収入額の算定に際しましては、基準財政収入の中に入らないのであります。従つてこれを一律に同じような税率に押えるというようなことはむしろすべきではない。やはりそれぞれの団体のその税源を必要とする理由、あるいは財政需要というようなものを具体的に判断いたしまして、それに相応する税率で相応するかけ方でありますならば、これは自治庁といたしましては当然に許可しなければならぬということにならうと思つております。

○北山委員 関連。今の入場税の第三種、これは法定外独立税になるというのですが、その場合、府県税になるか、市町村税になるか、これはところによつて自然発生的にどつちでもよろしいというお考えであるのか、少くともこの入場税を政府の方でやつたという場合には、自治庁としては従来の税法との関連を考へて、その残つた第三種のものをごさうするか、どうなつて行くかというところをお考えになつておられると思つたのですが、どういふふうにお考えになつておつたのですか。

○西村(力)委員 その点私も疑問としておるのですが、そういう議論が出る根拠は、やはり入場税の關係の第三種だけを今回落してしまつたということ、その理由として認められない。あの第三種に入場税をかけることがまづたく不当であるとか、あるいは不可能であるというふうな、そういうのはつき

りした理由があれば、こういうことは出ないのであります。何としてもその理由がはつきりできないから、町村でかけても府県でかけてもいい、あるいは府県で当然かけるだろう、こういうふうな議論が出るだろうと思つたのです。そういう点について、はつきりした御見解を承りたい。

○鈴木(俊)政府委員 この第三種の入場税につきましては結局——北山委員のお尋ねになりましたところについて先にお答え申し上げます、これは府県がとるか市町村がとるかということでございますが、法定外普通税でございますので、従来の沿革から考へて、これは府県がとるであらうというふうな常識的に考へられるわけでございます。けれども、もし府県がとらないような場合には、市町村がとるといふことも考へられるわけであります。

それからこれを今回の入場税の徴収の対象からはずしてありますことの結果といたしまして、国税の入場税の徴収はどういふふうになるかということでございますが、これは国税当局においては徴収の合理化もいたし、十分とれるというふうに申しておりますので、私もさう考へておりますけれども、この第三種は相当有力な財源でもありますので、これをとらないということは他の徴収を相当合理化することが必要になつて来るであらうと思つております。国税でそういうふうな徴収をいたさないということになれば、地方といたしましてはおそらく道府県がとるのが大部分でありましようし、大體従来のような方式でとる場合が最も多いのではないかと察します。理論的に申しますと、市町村がと

るということも考へられないことはな

いわけであります。

○北山委員 第三種を落したということについて、自治庁がその程度の考へ方を持つておるといふのは、私はまことにふしぎに思つたのです。ひよつとすると、第三種というものを落すということについて、あらかじめ自治庁は相談を受けておらなかつたのじやないかとすら思われる。それでなければ、一体パチンコにしろ、麻雀にしろ、このような税は現在までも相当な税額になるはずでありますし、またとりよ

うによつては映画館等に対する入場税と匹敵をして、地方税として相当とらなければならぬ税金じやないか。それについて府県がとるであらうが、しかしとらない場合は市町村がとるであらうなどというふうなお答えでは、少くとも地方税法をつくつてその立法措置をするというふうな担当の役所としてまことに奇怪にすら思われる。そこで二十八年年度なら二十八年年度、二十七年年度なら二十七年年度において、このような第三種の税額はどのくらいに上つておるかというふうなこと、それからまた入場税法を提案する際に、自治庁が意見を求められて、どういふ意見を表示して来たのであるか、この点まことに不明瞭であります。これは今の西村さんの御質問もおそらくその点にあると思ひますから、はつきりとお答えを願ひたい。それでないと、逆にこれを考へますと、非常に疑念を招くと思ひます。何となしにこの入場税の国税移管に伴つて、パチンコを故意に意識的に忘れて落したのだ、その陰には何かあるのじやないかといつたようなことすらも考へられるのでありますか

ら、その点をはつきりと明確にしておく必要がある。私は自治庁としての考

えを明らかにしてもらひたい。

○西村(力)委員 私の質問に対して巧妙にそれらして答へられました。今北山君が言つた通り、理由をはつきりしないから、当然とるような前提に立つて、法定外の普通税で、あるいは市町村でとるか、府県でとるか、そういうふうな議論が出てゐる。だから結局私としては、政府が落したのには、それだけの根拠があるはずだと思つて、今お話を聞きますと、それを落しても所定の税額を徴収する自信があるから落したのだということを無理に言つて

いられるが、結局するところ、何もわからぬ、理由がないというぐあいには私は受取。そういう点を理由がないならぬといふつきり言つてもらひたい。○鈴木(俊)政府委員 第三種入場税につきまして、どういふ経緯でかようなことになつたかというお尋ねでございますが、これは入場税の一種、二種、三種、要するに總体を税源として配分をいたします場合においては、一括して考慮するといふことがやはり原則であらうと思つております。そういう意味で国税に持つて行く、あるいは地方税に置くにいたしまして、この三種は従来一体として考へられて来たものでございまして、これはやはり一体として扱つていふのが筋であらうと思ひます。私もさう考へております。私どもとしてもそういう意味において入場税の中にこれをあわせて規定してもらひたいという趣旨を、折衝の経緯におきましてはいろいろ話をいたしましたことがあるのであります。ただ国税方面の考へ方から、最終の措置としては、別途大蔵委員会に提案に

なつておるような政府案になつた次第であります。

なお今年度の現行法による税収が第三種からどのくらい得られる見込みであるかというお話であります。これは二十億五千万というふうになつております。

○西村(力)委員 それで私はわかりました。最後に念を押しておきたいのですが、結局するところ私の感じておる通り、この折衝の経過はさうあらうとも、最後において落された理由には、そこに積極的な根拠というものは考へていない、こういう結論であるとわれわれは受取つておきます。

○北山委員 それで自治庁が入場税法の中にこの第三種を入れたらいいという意向を申し出たことはわかりました。ところがそれが入らなかつた際に、なぜ地方税の改正案の中にその分を何らかの形で入れなかつたか、その分については時間的に間に合はなかつたのか、その点をあわせてはつきりしてもらひたい。

○鈴木(俊)政府委員 第三種入場税を一体として従来扱つておりました地方税の中から、一種と二種を持つて参りまして、三種だけを残して独立の道府県税として存置するということにつきましては、私もさう考へております。な

床次君から國務大臣へ特に質疑があるという御要求でありまして、大臣の出席を要求いたしておるのであります。大臣は参議院の本院議に出ておるんだそうです。それでできるだけ早く行くという事ではあります。大臣のおられないままになさるべきか、それともこの問題は政務次官では御答弁のできない問題のようでありまして、どうなさいますか。

○床次委員 一応質疑をいたしておきまして、十分当局において打合せの上、大臣から明快なる御答弁をいただきたい、一応質疑をいたしておきたいと思ひます。それから先ほどのことに関連いたしまして、さらに一、二項この機会に発言を許していただきたいと思ひます。

第一の問題といたしましては、税法の審議は十分進行しておりますが、大分会期も迫つておるのであります。適当な機会に当委員会といたしましては本案に対して態度を決定しなければなりませんので、ひとつお諮りをいたしまして、税改正に関する小委員会を当委員会に設置せられまして、適当な対策をきめられるよう御考慮をいたしたいと思ひます。これを委員会にお諮りいたしたいと思ひます。

○中井委員長 ただいま床次君より地方税改正に関する小委員会を設置されたいとの動議が提出されましたが、同小委員会を設置するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中井委員長 御異議なしと認め、さうに決定いたします。つきましては、その小委員及び小委員長を選任い

たしたいと思ひますが、これは投票の手続を省略して委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中井委員長 御異議なしと認め、委員長より後刻指名をいたします。

○床次委員 この機会にも一言政府当局の意見を伺いたいことがあります。それは地方財政におきましては、従来競輪その他に対する地方の収入を見おつたのであります。今回国庫の納付をこの際中止いたしまして、地方の収入のみに充てることになつたことは、すでに御承知の通りであります。が、今回承りますと、通産委員会におきましては、自転車業振興の目的をもちまして、競輪を実施しておりますところの地方団体に対して、分担金あるいは寄附金という名義によりまして、その基金を要求しておるかのような計画が進んでおるかに承つております。これは当委員会におきまして意見とは、まったく反対な傾向を示しておると思ひます。まことに遺憾に思ひますのであります。もしこの法案が成立いたしますとすれば、当委員会が成立いたしましたに、特に政府の予定したところの地方財政計画に對しましては、不当の圧迫を加へることになるのであります。この案の處理に對しましては、塚田國務大臣はいかに考へるか、これも政府の態度を明瞭にしていただきたい。そうして当委員会並びに通産委員会等にもそれらの必要な措置をとられることが必要であらうと思ひます。当委員会といたしましては、先ほど同僚の御発言がありましてごとく、反対の意向を強く示されておることも十分御考慮いただきたいと思ひます。

○加藤(精)委員 ただいまの床次さんの質問に関連いたしまして、競輪その他の納付金の廃止に関連いたしまして、今度主催者団体よりある程度の経費を法律という強烈的手段で納入せしめて、それをある団体に与えて、それを政府のかわりにその団体が必要なる民間に配付するという特殊な組織を持つた機械工業振興会に関する法律というふうなものができるといふうわさを聞いております。これはきわめて重大なことでありまして、われわれ地方団体といたしましては、ある民間団体に地方団体を使役させるような形になつて、これはきわめて重大なことだと考へております。かかることはシャウプ勧告以来、いふ終戦後の全体の自治尊重という大きな風潮に對して、とてもない悪例を創設するものであります。日本赤十字とか済生会とかいふもの仕事、われわれが市町村役場や府県庁にいたときにさせられるところでも、非常に憤慨した記憶があるのであります。これは国家的なある程度の国際的な団体でもあり、社会事業に關係した団体でもあり、しかもそれは法律の定めるところによりまして、機関が事務委任を受けてやつていたにすぎないのであります。今度のは全然地方公共団体という国にも比すべき大都市の大きな公の団体が、ある私の団体にその金を納付することを法律によつて強制されて、その法律を手段として金を集めた団体が政府のまねごとをやるというこれは何事であるか。まるでこれは氣違ひのさたのようには思ひます。自治庁において政務次官がこれに関連して折衝しておられたように思ひますが、そういう問題にはわが国地方自治の歴史に汚点を残すものであります。そういう制度がでないように入方防止してくださる方を多とするのが、国会のどういふところでこの制度をとなえていくのか、あるいは政府でそれに賛成してるところがあつたら、それはどういふ部局がそれを考へているか、これを十分に明らかにしていただきたいと思ひます。まいたる／＼社会に疑惑を生ぜしめるような心配も重々ある、そんなトネル会社みたいなものは、地方行政の分野におきまして、国会の地方行政委員もそういうものに同調したなにと考へられては、地方行政の歴史の上に名折れになりますので、その点十分嚴重に、自治庁の政務次官といたされまして心構えをつくつていただくと同時に、経過をお知らせいただきたい。

○西村(力)委員 この問題について、床次さん、加藤さんの説、私は大賛成です。その通りだと思つております。それで本委員会としての意思決定をやるべきではないか、こう思ひます。これはただちに採決に付すべきことを望むのではあります。近い将来に必ずこの意思決定をしなければならぬと思ひます。そういう意向を表明しておきたいと思ひます。

○中井委員長 床次、加藤、西村三委員の御発言は、いろ／＼の意味におきましてきわめて重要な御発言と存じます。当委員会委員の總意の代表されたいものと思ひます。ついで

は先ほど床次委員から塚田國務大臣の出席を求めて、大臣みずから政府を代表しての意見を發表するように、こういうことを要求されたのであります。が、それは塚田國務大臣だけでいいのでございましょうか。それとも通産大臣の出席も求めてその意見も明らかにする必要はないのでございましょうか。ちよつとその点を明らかにしたいと思ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○中井委員長 それでは明後朝塚田自治庁長官としての大員及び愛知通産大臣の出席を求めて、この問題を明らかにする、こういうことにいたします。

なお西村君の本委員会の決議をもつてこれに反対するの意思を明らかにしたいという御意見でございしますが、これは西村委員の御発言のうちにありました通り、時期を見てやる、こういうことではあります。この問題につきましては、ただいま本委員会散会後ただちに理事会を開きまして、その取扱ひ方を決定いたしたいと思ひます。さう御承知をお願いいたします。

本日はこれをもつて散会いたします。明日は午前中から開会いたしまして、ただいまの二大臣の出席を求めますから、皆さんにおかれましては、ぜひ定刻から御出席のほどをお願いいたします。

午後五時二十分散会

昭和二十九年三月二十六日印刷

昭和二十九年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局